

續南紀史叢考

宇井龍水

自第一集
至第五集

龍水
隨筆

續南紀史叢考

（草案第一集）

目 次

紀伊田辺藩の知行高に就て	2
一、田辺領目録帳	2
二、御領分高 與力 上ヶ知控	5
三、與力知 承応二年七月調	11
四、上ヶ知	14
五、組々惣高	15
六、田辺藩の惣石高	16
七、安藤直次公の石高の	17
武蔵坊慶に就て	19
亀井六郎重清の事	20
再び鷺の森ノ合戦について	21
大阪の役と熊野の人々	24
熊野諸手船に就て	24
田辺に關係ある太平記の記事に就て	25

龍水 隨筆 續南紀史叢考（草案第一集）

伊紀 田辺藩の知行高に就て

私の手許には享和元年に三番組大庄屋眞砂直照翁の手記せる一冊の備忘録やうのものがあつて、田辺藩に関する大小の記録が載せられてゐる。
先年和歌山縣誌の編纂せられた時にも、鈴木融翁が田辺要旨を書かれた時にも、お貸しした事があるゆゑ、その中の一部は採録せられてゐる筈である。今その中の記事によつて、田辺藩知行高について調べてみる事にする。尤もこの冊子も紙魚の害を蒙ること甚しく肝心の数字に不明の点も少なくない。まづ承応二年調の『田辺領目録帳』の寫しといふものをあげる。

一、田辺領目録帳

元高 千九百二石八斗六升六合	名草郡	岩橋村
一、三千二百二十四石六斗		
押合	七ツ四分九厘	
外一 八十九石九斗三升	畑方歩入	
元高 六百八十三石二斗三升七合		有田郡 山田村
一、九百七十六石七斗二升		
押合	六ツ一分六厘三毛	
外一 二石五斗三升	畑方歩入	
元高 三百四十二石二斗五升一合		日高郡 氣佐藤村
一、六百九石七斗八升		
押合	七ツ六分七厘四毛	
外一 一石二斗	畑方歩入	
元高 三百九十四石八斗七升六合		全 徳蔵村

一、七百三十九石九斗		押合	八ツ六厘		
外一	二斗六升		畑方歩入		
元高	三百六十六石九斗七升五合			全	芝村
一、五百六十五石九斗		押合	六ツ六分五厘		
外一	一石六斗三升		畑方歩入		
元高	百七十六石四斗七升五合			全	堺村
一、二百三十四石六斗三升		押合	五ツ七分三厘六毛		
外一	七斗八升		畑方歩入		
元高	二百五十六石七斗六升二合			全	埴田村
一、三百五十三石七斗一升		押合	五ツ九分〇厘		
外一	一石五斗八升		畑方歩入		
元高	八石六升六合			全	山内村の内
一、十四石五斗四升		押合	七ツ二分七厘六毛		
外一	三升		畑方歩入		
元高	二万二千三百四十八石五斗四升八合			牟婁郡	
一、二万三千二百六十二石五斗九升		戊年割渡分			
外一	百九十八石七斗三升		畑方歩入		
元高	二万六千四百八十石五斗八升九合				
合計					
今高					
右之内					
二万九千九百八十二石三斗七升					

元高 二千五百八十六石一斗三合

岩橋 山田

今高 四千二百一石三斗二升

元高 二万三千八百九十四石四斗八升六合 三合食違ヒアリ

田辺領

今高 二万五千七百八十一石五升

右の中には牟婁郡のは総高のみでその内訳が判らないけれど、それは別に『御領分』

(與力知 控)とい
上ゲ知

ふものに細記してゐる。

二、御領分高

(與力知 控)
上ゲ知

今高 六百九石七斗八升

日高郡南部組氣佐藤村

一高 三百四十二石二斗五升一合

今高 七百三十九石九斗

徳藏村

一高 三百九十四石八斗七升六合

今高 五百六十五石九斗

芝村

一高 三百六十六石九斗七升五合

今高 三百五十三石七斗一升

埴田村

一高 二百五十六石七斗六升二合

今高 二百三十四石六斗三升

堺村

一高 百七十六石四斗七升五合

今高 十四石五斗四升

山内村

一高 八石六斗六合

今高 三百八十二石五斗三升

牟婁郡芳養郡下村

一高 三百三十一石四斗八合

今高 二百十六石五斗四升

芋村

一高 百九十一石二斗三升六合

一高	五百九十一石五斗六升二合
今高	百二十四石八斗四升

一高 百二十二石

今高 四百七石四斗一升

一高 四百五十一石五斗三升三合

今高 七百三石五斗四升

一高 六百二十二石九斗八升六合

今高 九百七十一石四斗七升

一高 千百七十七石六斗四合

今高 千五百十七石三斗四升

一高 千三百八十三石八斗四升

今高 六百六十四石八斗三升

一高 五百三石三斗一合

今高 五百十三石一斗

一高 六百二十五石三斗八升一合

今高 二百九十四石口斗七升

一高三百七十四石五升六合

今高 三百六十一石七斗五升

一高三百八十二石一斗九升一合

今高 七百六十八石一升

一高 七百四十四石一斗五升四合

今高 九百六十石一斗三升

一高 七百九十九石三斗三升三合

今高 三百七十二石七斗八升

一高 二百九十七石九斗四升五合

今高百四石二斗五升

一高 百二十一石一斗四升九合

夙村

神子浜村

新庄村

秋津組

下秋津村

上秋津村

秋津川村

三 栖 組

下万呂村

中万呂村

上萬呂村

下三栖村

中三栖村

上三栖村

馬我野村

[illegible]

長瀬村

堅田村

高井村

溝端村

吉田村

中
村

朝来畠村

芝
村

高瀬村

十九 湊村

平
村

社
川
村

本郷	峯	石船半村	鍛冶屋川村	小皆	熊ノ川	小野	澤	大川村	福定村	兵生村	内井川村	温川村	小松原村	石船村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
----	---	------	-------	----	-----	----	---	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

今高 三千二百二十四石六斗 名草郡 岩橋村
 一高 千九百二石八斗六升五合

高柳村 峯村 梶曾村 東野村 宇田村
 出島村 小野村 中里村 移多村

今高 九百七十六石七斗二升
 一高 六百八十三石二斗三升七合 有田郡 山田村

平野村 北谷村 南谷村

總計 今高 二万九千九百八十二石三斗七升
 元高 二万六千四百八十八石五斗八升九合

差引 三千五百一石七斗八升一合

この表のものは今高と元高との書き方が逆になつてゐるだけで、その中の畑方歩入とか新田とかいふのを除くと、その高がすべて合致してゐる。これが安藤家の領分と見てよいものであらう。

この外に田辺藩領とすべきものに與力知行といふものがあつて、それは次のやうに出てゐる。

三、與力知 承応二年七月調

元高 百九十五石一斗二升四合 切目組 宮ノ前村ノ内
 一 二百七十五石八斗八升

外一 六斗八升 但二年分 押合 六ツ三分七厘八毛
 畑方歩入

元高 百四十七石七斗七合 全 古屋村
 一 百九十七石七斗

外一 二斗三升 押合 六ツ三厘
 畑方歩入

元高 二百七十七石六斗七升三合 全 羽六村
 一 二百七十七石五斗九升

外一 九斗五升 押合 四ツ五分一厘八毛
 畑方歩入

元高	三百九十三石五斗三合	押合	六ツ九分五厘八毛	東岩代村
一	六百七石一斗九升	畑方歩入		
元高	外一 一石二斗五升			
一	五百五十二石九斗四升	押合	七ツ二分二厘六毛	西岩代村
元高	八百八十五石九斗七升	畑方歩入		
一	外一 一石九斗三升			
元高	百三石三斗七升五合	南 部 川 組		熊瀬川村
一	百六石四升	押合	四ツ六分三厘八毛	
		畑方歩入		
元高	外一 五斗一升	全		土井村
一	百二十五石六斗八升八合	押合	三ツ九分一厘九毛	
元高	百八石六斗	畑方分入		
一	外一 八斗六升	全		市井川村
元高	百四石三斗七升八合			
一	百二十九石七斗四升	押合	五ツ六分一厘五毛	
		畑方歩入		
元高	外一 五斗	全		高野村
一	百六十石一斗八升三合	押合	四ツ三厘七毛	
元高	百四十二石六斗四升	畑方歩入		
一	外一 一石六升	全		平野村
元高	八十二石二斗七升八合			
一	七十九石七斗七升	押合	四ツ三分九厘一毛	
元高	外一 畑方歩入 一斗一升	全		瀧村
一	二百三石一斗一升八合			

一百九十一石一斗

押合 四ツ二分五厘八毛
畑方歩入

嶋ノ瀬村

元高 外一 一石九升
百二十四石七斗四合
一 百八石八斗九升

全

押合 三ツ九分五厘七毛
畑方歩入

神野川村

元高 外一 七斗六升
百六十四石三斗
一 百六十八石四斗五升

全

押合 五ツ一分三厘七毛
畑方歩入

大川村

元高 外一 一石一斗一升
四百二石四斗八升九合
一 五百十七石二斗二升

全

押合 五ツ七分九厘六毛
畑方歩入

南道村

元高 外一 一石一斗九升
百六十六石三升八合
一 二百十二石八斗七升

全

押合 九ツ七分八厘一毛
畑方歩入

山田村

元高 外一 四斗三升
七百三十二石二升三合
一 千四十九石八斗七升

全

押合 六ツ四分六厘五毛
畑方歩入

熊岡村

元高 外一 一石八斗
三百八石一斗二升四合
一 三百六十九石一斗

全

押合 五ツ四分八毛
畑方歩入

外一 一石一斗九升

元高 八百五十石九斗七升四合
一高 千七十三石九斗五升

牟婁郡 岩田村

押合 六ツ二分二厘三毛
畑方歩入

元高 三百九十石九斗九升
一高 四百二十四石四斗五升

全 鮎川村

外一 二石八斗五升
押合 四ツ九歩二厘五毛
畑方歩入

元高 三百一石七斗三升一合
一高 二百十四石九斗八升

全 瀬戸村

外一 三石四斗七升
押合 四ツ八分一厘
畑方歩入

元高 五千六百二十七石三斗四升
合計 今高 七千貳百石

外二 二十三石二升 畑方歩入コノ合計ニ違算アリ

右の内瀬戸村は寛文二年霜月に徳川家の御領分となり、其代りとして宮ノ前村残高と古井村の内八十八石八斗六升八合とを田辺藩へ下さうたので、その後の元高は五千六百十五石七斗六升七合となり、宮ノ前村 古井村の分も次の通りになるのである。

元高 二百九十六石四斗一升四合
切目村組 宮ノ前村

一 四百十九石九升
元高 八十八石八斗六升八合

全 古井村

一 七十一石七斗七升

尚今高の七千二百石には変りなく、これは與力三十六人各二百石高といふ勘定になる。
この外に田辺藩内からの上ヶ知は次の通りになっている。

四、上ヶ知

一、高 百五十八石六斗九升七合

日高郡南部組 北道村

一、高 三百六十一石七斗一升七合
 一、高 四百四十三石四斗二升
 一、高 五百三十一石四斗八升七合
 一、高 七百五十七石四斗五升四合
 一、高 六百九十二石二斗六升一合
 一、高 四百九十六石三斗三合

牟婁郡北五村

吉田村
 筋村
 谷口村
 東本庄村
 西本庄村
 山内村

玉伝
 川原谷村

一、高 六十二石三斗七升
 一、高 三十二石四斗五升六合

一、高 十七石五斗一升四合

一、高 六石一斗七升四合

一、高 二十六石三斗八升五合

日高郡切目村

西ノ地村

一、高 七百十八石六斗四升六合

一、高 二百八十九石六斗三升

一、高 百四十九石二斗三升五合

一、高 九十六石三斗七升

脇谷村

一、高 百二十九石四斗一升七合
 合計 四千九百六十九石五斗三升六合

外二百十五石余 新田

五組々惣高

以上列記したものにつき 田辺藩領與力知行上ゲ知の高を組々惣高 元高にまとめたものがある。

一、 三千二百八十四石八斗五升八合

田辺組

一、 三千六十四石七斗四升五合

秋津組

一、 三千九百十六石七斗九升九合

三栖組

一、 千三百十五石三斗八升二合

三番組

一、 五千六百六十七石五斗七升五合

朝来組

一、	内	四千四百二十五石六斗一升一合	御藏下
		千二百四十一石九斗六升四合	與力組
一、		三千五百十九石八斗三升八合	富田組
一、		二千七百七十一石三斗八合	芳養組
一、		四千二百二十二石六斗四升三合	南部組
	内	千五百四十五石九斗四升五合	御藏下
		二千六百七十六石六斗九升八合	與力知
一、		三千四百四十一石三斗三升九合	南部 上ゲ知
一、		九百四十六石四斗四升三合	西岩代 與力知
一、		二千百三十三石九斗六升	切目組
	内	千三百八十三石二斗九升八合	上ゲ知
		七百五十石六斗六升二合	與力知
一、		百四十四石八斗九升九合	廿五村
合計	内 訳	三万四千四百七十九石七斗八升九合	
		二万三千八百九十四石四斗八升六合	御藏下
		五千六百十五石七斗六升七合	與力知
		四千九百六十九石五斗三升六升	上ゲ知

この中には安藤家の所領として加算せねばならぬ、名草郡岩橋村と有田郡山田村との分がおちてゐるのは何故であらうか。別の記録「御役高書上帳の寫」とか「一分三厘米元帳寫」かといふものにも載せられてない。想ふにこの二ヶ村のものは、牟婁郡や日高郡などとは一律にゆかない特別なものがあつたのかも知れない。

六、田辺藩の惣石高

さて以上の諸記録をかれこれ睨み合わせてみて、田辺藩の石高を合集すると大体次の通りになるように思う。

元 高

二万三千八百九十四石四斗八升六合

二千五百八十六石一斗三合

五千六百十五石七斗六升七合

四千九百六十九石五斗三升六合

合計 三万七千六十五石八斗九升二合

今 高

二万五千七百八十一石五升

四千二百一石三斗二升

七千二百石

四千九百六十九石五斗三升六合

合計 四万二千百五十一石九斗六合

外一 約千八百三十石

新田及畑方歩入

これが田辺藩の惣高といってよいものらしく、元高と今高との間に可なり大きな開きがあり、その実際の石高に至っては時々の開墾もあり潰地なども出来て、年代によつて多少の異動があつたものと見てよい。

元高に於て、三万二千九十六石三斗五升六合となり、今高にては新田や畑方歩入などを入れて約三万八千八百九十七石余となるわけである。昔から田辺藩三万五千石といつたり、また三万八千余石と称せられてゐたのは、極大ざうばにその大体をいつたものであらう。

七、安藤直次公の禄高

最後に藩祖藤巖殿安藤直次公の禄高が表向けどうなつてゐたかといふことを、試みに恩栄録の中から拾ひあげてみると

慶長十 年 加二千三十石

（正月十五日合一万三千三十五石）

全 十二年 加五千石 （合一万八千三百石）

牟婁 日高兩郡分

岩橋 山田分

與力知行高

上 ゲ 知

牟婁 日高兩郡分

岩橋 山田分

與力知行

上 ゲ 知

元和 二年 加一万石

〔合二万八千三十石余〕
頼宣卿家老

全 五年 加一万石

〔合三万八千三十八石遠州〕
掛川ヨリ移ル 頼宣卿家老

となつてゐて、これには誤記のあることが一目してわかる。

藤巖公傳記四十四頁に「安藤四郎重能公傳記に慶長十年直次公御年五十二歳遠州川崎にて五千石江州伊香郡西河原村西柳生村 高田村 武州児玉郡穴師村四ヶ村合て二千三十五石御朱印一通に有りと記すとあるによつて、二千三十五石といふ半端の知行を加増せられたこともわかるので、前記恩榮録のは

慶長十年 加二千三十五石 合一万三千三十五石

全 十二年 加五千石 合一万八千三十五石

元和 二年 加一万石 合二万八千三十五石

全 五年 加一万石 合三万八千三十五石

とせねばならぬことになるけれど、同傳記四十四頁次の記事に「元和元年御高の内より三千三十五石を御分地して安藤直政公に附與し給ふ」とあるゆゑ、これは内輪の事であつたかも知れぬが、その後の高からこれだけ引去るとすれば、最後の禄高は三万五千石と云うことになるのである。

序にいふが、安藤彦四郎重能といふのは直次の嫡子であるが、元和元年五月七日大阪の役に戦死時に三十歳したので、直次の外孫にあたる棕原壹岐守直政をして重能の名跡を相続せしめ、これに三千五百石を割いて與へたといふのである。

ところがこゝでもう一つ問題になるのは、同傳記八十四頁にある記事であつて、それには

「公御元高五千石多慶長六年に至りて御加増し、都合一万石を領し給ふ。

元和三年十月遠州勝川城主被仰付一万石御加増、都合二万石を領し玉ふ。同五年頼宣卿より一万石を賜ひ、又與力足輕給分合せて八千八百余石を加與し給ふ。

總計御高三万八千八百石余

と出てあつて、ここにも五千石の食違ひがある。筋道の野一貫せぬ点あつて迷はざるを得なくなつてくるのであるが、田辺へ移封せられてから、これまでと關係なく與力知行などを加算しての惣高が三万八千八百石余となつたものとせばそれでもよいわけである。

武藏坊辨慶に就て

先考の璞屋隨筆中に「西塔武藏坊辨慶事蹟考」の一篇がある。今ここに愚見を述べて蛇足をそへる。考證史學の勃興した當初に於て、古文獻に確かな記録がないからといって、架空の人物として国史上から抹殺せられんとしたものあり、辨慶もその一人に数られたものである。併し辨慶その者の決して架空の人物でないと言う事は、鎌倉時代の重要な実録といはれる吾妻鏡文治元年十一月三日及六日の条に

三日壬午 前備前守行家櫻威 伊豫守義經赤地錦直垂 等赴西海 先進使者於仙洞 申云爲遁鎌倉譴責 零落鎮西 最期

雖可參拜 行粧異體之間已以首途云々 前中將時実待從義經同母第一條 伊豆右衛門尉有綱 堀弥太郎 景光 佐藤四郎兵衛忠信 伊勢三郎能盛 片岡八郎弘恒 經 辨慶法師已下相從 彼此勢二百騎歟云々 六日乙酉行家 義經於大物浜 乘船

之刻疾風俄起而逆浪覆船之間慮外止渡海之儀 伴類分散相從豫州之輩譏四人所謂伊豆右衛門尉 堀弥太郎 武藏坊辨慶並妾女字靜一人也 今夜一宿于天王寺辺 自此處逐電云々

と出てゐるのを見ても明らかであり、かように吾妻鏡に書かれてある位故 義經配下に於て屈指の勇將であり、無二の腹心であつたといふ事も間違ひないと思ふ。

辨慶の生立については義經記卷三に (1)熊野の別當乱行の事 (2)辨慶生るる事 (3)辨慶山門を出づる事 (4)書写山炎上の事 (5)辨慶洛中にて人の太刀を取りし事 (6)義經辨慶と君臣の契約の事 と云う各項に分つて詳記してあり、その他の巻に於ても辨慶は義經無二の忠臣として、影の形にそふが如く最後まで最もよく活躍してゐて、一部の人々をして義經記は一に辨慶記でありとさへいはしめた位である。義經記の記す所によれば辨慶は熊野別當辨正 義經記には假名にてべんせうとあり湛増の事と云うが嫡子として生れ、幼名を鬼若と云ひ、叡山に於て出家して辨慶と改めたとある。

辨慶熊野出身説は義經記から出たものか、それともそれ以前にこんな伝説があつた爲に書かれたものか明らかでない。またこの説が單なる伝説にすぎないか、若しくは確かな根拠があつたか、他に之を立證すべき史実が見あたらないから何れとも断じ難い。

この外「同志夜話」といふ後世の書には、「辨慶は出雲ノ国枕木の里の産にて、枕木山花藏寺ケソウの兒チゴとなる。父は意宇郡熊野山に住す。永見といふ所に辨慶が母の墳墓有云々」と書かれてゐるとの事であり、又普通に辨慶状と云つてゐる「西塔之武藏坊辨慶最後書捨之一通」といふものには

抑若年之時寄ニ身於雲州鰐淵山ニ從ニ童形ニ以来日夜不怠 粗試ニ阿吽之二字ニ況到ニ剃髮除鬚之比ニ偏伺ニ眞言不思議窓ニ轉極ニ顯密之秘法ニ云々

と書記してゐるが、この辨慶状といふものゝ後人の偽作に外ならぬことはいふまでもなく、出雲出身説の根拠は疑はしいものといはざるを得ない。前申す通り凡そ辨慶の生立ちを書いた古文獻は義経記の外はないのであるから、義経記そのものゝ史的價値を検討して見て、その記事の眞偽を判断するよりほかに方法がない。

或人々のうちには義経記をもつて單なる歴史小説視する方があるかも知れないが、義経記の記事中には吾妻鏡をはじめ、玉葉、百練抄などに散見する史実と一致する点あり、例へば義経と兄頼朝と対面の事、腰越状の事、堀河夜討の事、都落の事、鶴ヶ岡舞樂の事、佐藤忠信死の事、山伏姿の奥州落や衣川合戦の事、大物難船の事、吉野入の事、離別後の靜の事などは事実と考へられるのであるから、全然假作小説と見なすのは早計であるといはねばならぬ。さりとてこれを悉く實際とするには余りにも小説的記事が多いかに思はれるのである。想ふにこの義経記といふものは史実を基礎として書かれた一遍の英雄傳記的歴史小説とでもいふべきもので、その記事は虚実相半ばするものと考へるのが正當であるかも知れない。

国史上に於ける義経は我邦有数の武人であり軍將であつたことは周知の事実であり、辨慶そのものも實在の勇將であつたことも儼然たる事実だから、この書中の記事の全部を實際と考へる事は出来ないとしても、すべてが架空の記事であらうと断ずる事も亦出来ないのである。辨慶生立に関する記事にしてもまた然りと云はざるを得ない。私は辨慶の事蹟については多分に潤色せられ、小説化されたものであらうとしても、少なくとも辨慶熊野出生説は之を事実として認めたいと考へるものである。そして熊野に於ける辨慶の誕生地としては田辺と新宮近在とが伝へられてゐるが、その伝説や遺跡と称せられるものゝ断然多い田辺がその出生地にあてられる事は何人も異議のないところであらう。

亀井六郎重清が事

武藏坊辨慶とおなじく義経の部下として最後まで忠義を盡し、遂に衣川に於て戦死を遂げたものに、紀州藤白の出身といはれる亀井六郎重清とその兄の鈴木三郎重家の二人がある。これも義経記巻八衣川合戦の事といふ條にくはしい記事があり、紀伊續風土記や紀伊名所圖會の藤白の条にも鈴木家の家傳として、この兩人が衣川の戦に殉じたとしてゐる。

ところがこの兩人の事蹟についても、他に何等の資料がないのであるから、その存在を疑はれるのも致し方ない。併し少くとも亀井六郎が鳥有の人物でないといふ事は吾妻鏡元暦二年 文治元年 五月七日己丑の条に「源延尉使者 號ニ亀井六郎」自ニ京都ニ参着不レ存ニ異心ニ之由所レ被レ就ニ起請文ニ也」とあることによつて明である。

再び鷺ノ森合戦について

天正十年六月はじめ織田信長は第三子三七信孝と惟住五郎左衛門 丹波長秀のことをして、大軍を率ゐて突如和歌山の鷺ノ森本願寺を包圍攻撃したが、全月二日未明偶ニ本能寺の変勃発したので、即日包を解いて敗退したといふ。所謂鷺ノ森合戦といふものゝ全く虚構の説であることは今日にては決定的なものであつて、私はさきに「織田信長と紀州」の中において少しくこれに觸れておいたのであるが、その後いろいろの書物においてこの戦争がさながらあつたかのような記事を見るし、多くの人人の中にはまた之を眞実に合つたかのような誤信してゐられる方も少なくないやうに思はれるので、もう一度この問題について少し委しく述べてみたいと思ふ。

この鷺ノ森合戦の事は鷺森旧事記や本願寺通記といふものに書かれてゐるそうであり、紀伊名勝圖會中の鷺ノ森御坊縁起や林鷺長覺寺の寺傳などにも残つてゐる。之等は多分徳川時代に入つてから例の浮圖氏があつたやうな事を偽造して、佛敵となつたものは靦面に佛罰を蒙つて滅びるといふ事を示し、民心を信仰心に信仰心にながんとしたものであることはいふまでもなく、一犬嘘に吠へて萬犬実を伝ふるといふ例にもれず、その後書かれたものには之にいろいろ尾緒をつけて、面白くかきたてたものらしい。

殊に社寺の縁起とか寺傳とかなどいふものには、特にさういふ傾向がひどかつたように察せられるのである。

鷺ノ森日記といふ重要な史料の発見せられる以前には、有名な史家でも眞実この戦争があつたかやうに誤らされてゐたものらしいから、何でもかでも古記録とさへ云ふばその出所などもせんさくしないで、それを妄信しやうとする人々の之を事実のやうに考へるのは誠に無理のない事で、実に古記録恐るべしといはざるを得ない。これからこの戦争の全く虚構の説であると云う事を信用できる當時の實際を引ひて説明して見やう。

第一 信長公記

之は織田家の右筆 太田和泉守の書かれたものである。織田氏に関する大小の史実を載せられてゐるが、鷺ノ森攻撃の事は少しも書いてない。之は書くべき事件がなかつたのであるから書かれてないのか本當である。只今年五月廿一日の条に羽柴長秀に関して次の記事がある。

「五月廿一日家康公御上洛此度京都 大坂 奈良 堺御心靜に被成御見物 尤の旨上意にて御案内者長谷川竹 秀一のこと被相添織田七兵衛信澄惟五郎左衛門御兩人大坂にて家康公御振舞申付候と被仰付兩人大坂 参着」

第二 川角太閤記

之も太田和泉守の書かれたもので、當時の實際とみてよいもの。本能寺の記事中

「その頃織田三七殿 同七兵衛殿 丹羽五郎左殿衛門此三人は大坂に御座候 其の内織田七兵衛殿は明知殿聲にて御座候 中畧 右の三人は大坂より四国 出船いたすべき者也 但御見合御左右次第と被迎出候処に日向謀叛ゆへ四国 の渡海は相留り申候事」

第三 惟任退治記

之は豊臣家の右筆 木村由己の書かれたもの これには次のやうな記事がある

「織田家三七信孝至三四国爲レ可レ有ニ渡海調儀ニ惟任五郎左衛門長秀 蜂屋伯耆孝守頼隆相添 至ニ泉摂津ニ在陳中畧 又堺津に陣之織田三七信孝惟任五郎左衛門長秀聞ニ召此由ニ織田七兵衛惟任爲ニ諸録ニ又對ニ將軍ニ非レ無ニ意趣ニ故押ニ寄大坂ニ討ニ果之ニ云々」

第四 鷺森別院日記 天正日記とも云

之は本願寺の右筆 宇野主水の書かれたもので、実に旧来の靈説を粉碎するに足るべき最重要の史料である。この日記は宇野主水が自分の心覺として手許に残された不完全な記録で、丁数の混雑のため記事に前後した点などあり、よほど精読を要するものであるが、本願寺に関する限り之ほど精確な記録はなく、眞に重要な史実を含んでいるものといはねばならぬ。今この日記中から本願寺変前後の記事を抄出することゝしやう。

「五月廿九日 徳川 家康なり 堺見物として入津 穴山 梅雲のこと 同前其晩は宮内法印 堺代官松井友閑のことにておちつき振舞あり これより 鷺ノ森本願寺より也 八木駿河守を宮法 松井友閑へ被レ遣 御門跡様 頭如上人なり より三種五荷 鯛三十枚 大鰻百 饅頭 大折二合 北御方様 頭如上人夫人如春也 より盃台・おさの物五 ならび一被レ遣之則宮法一段祝着之由にて 彼振舞の座敷 被レ出了

六月一日 朝宗久 今井宗久也 にて茶湯茶會 午宗生 天王寺宗及也 にて同断 晩は宮内法印にて茶湯 其後幸若に舞をまはせ云々

二日 朝徳川殿上洛 火急に上洛之儀候 上様 信長のこと 安土より廿九日に御京上の由ありて それにつき不口と上洛由也 これは信長御生害を知て計略を云て上洛也

○三七郎殿阿州山城守 三好康長なり 養子として御渡海あり 廿九日に住吉に御一宿あり軍勢堺に家陣を取るべき由在之南北以外迷惑仕候へば宮内法印より被申分て陣取無之
二日朝食 泉州岸和田城蜂屋兵庫助振舞被申云々 彼御渡海の船百艘紀州五搦中より馳走申也
三七殿 爲御使平井越後を被遣也 但罷飯也 御太刀 馬代鳥目五千疋 御道服・御帷五 岸和田迄平越 平井越後守のこと 罷上分也 但時宜難計云々 三七殿 取次 岡本太郎左衛門云
三日 今朝阿州へ御出船あるべしと云々 然処二日之朝信長生害に付て岸和田城より摂州表 陣替之條 平越御音信を不相届 四日早朝平越飯寺
三日 五時分京都之儀 堺より申来追々より注進有之其趣者二日早天より信長の宿所本能寺 惟任日向守取懸信長を討果了 城介 信忠なり は二条の下御所とりこもられ候を惟日 光秀のこと 人数押寄相戦城介殿をも討果云々
其節三七郎殿惟住五郎左大坂に在城ありて七兵衛殿を於大坂生害させ了云々

以上の事柄をまとめてわかりよく書き下して見ると次のやうになる。

五月十五日徳川家康は穴山梅雲を従て、武田氏討滅の功に依つて増俸せられた御礼の爲安土に來り、それから入洛して後大坂 堺 奈良等を見物したいとの事で、信長よりは御案内として長谷川秀一等を付添、大坂方面の接待の織田信澄、信長の弟信行の子也 丹羽長秀に仰付けられた。家康は一旦入京して妙覺寺に口口し、大坂を見物して、廿九日に堺へ來られた。當日は堺代官松井友閑の宅に泊つたので鷺ノ森本願寺からは八木駿河守を使者としていろく 贈物をなさしめた。六月一日朝は今井宗久の茶湯會にのぞみ、昼は天王寺屋宗及の茶湯會に出席、夜は友閑の宅にて茶ノ湯の催しあり、幸若の舞を見酒宴を開いた。二日朝出發上洛せんとしてゐる處へ、京都から本能寺の凶変を急變して來たので、俄に豫定を変更して帰国する事となり、途をかくて宇治川を渡り拓殖から四日市に出て、四日三河へ飯着せられたといふのである。一方織田信孝は阿州の三好山城守康長の養子として四国へ渡るために、五月廿九日來着し堺に宿泊せんとした處、堺南北町人ども多数兵士の兵陣を迷惑がり、松井友閑の取なしにて住吉に陣した。六月二日朝は岸和田城 代 蜂屋兵庫頭頼隆の饗応を受けるため岸和に入つた。この時鷺ノ森本願寺からは平井越後守を使者として錢別の贈物を持たせて行かせたが、折節京都本能寺の変あり果さずして四日朝鷺ノ森にゐつた。信孝は直ちに摂津まで引き返し丹羽長秀とはかつて大坂に於て織田信澄にせまつて生害せしめた事になつてゐる。

本能寺の変善後の事情は大体以上の通りであつて、最初丹羽長秀の大坂 來たのは大体徳川家康接待のためであり、織田信孝も阿州へ渡海せん爲に來着したもので。鷺ノ森進撃の爲でないことは明らかである。但し権謀に富む信長の事故表面はこんな名目で來させておいて、不意に和歌山をつかしむる腹であつたらうとうがつた説を立てればまた格別であるが、それにしても實際鷺ノ森は進撃してゐなかつたのであり、且つ鷺ノ森本願寺からは信孝の行を壯にする爲にいろく 鄭重な贈物をしてゐるのである。その比本願寺の方では内心にて反復常なき武將の矢表に立つことを恐れて、織田氏や徳川氏の御機嫌をとらん爲に汲々としてゐたといふ事はよく察せられるが、織田家と

の間には、表面上何等悶着のあつたようにも見えないのである。

これ等の史実によつて鷲ノ森合戦などいふ旧説は、後代に於て造りあげられた全くとるに足りない虚構の説として葬り去るべきであらう。

大阪の役と熊野の人々

紀伊の国守浅野但馬守長晟が、大坂冬の陣に兵を出した事はさきに書いておいたが、その後堺市史を見てゐる中に、之に関する二三の新史料を得たので追記する事とする。それによると長晟は慶長一九年十一月六日に和泉の大鳥に着した事になつてをり、その時東軍の先鋒藤堂和泉守高虎の副將たるべき命を受け、即日大仙陵の高虎の陣処に趣いて打合せしてゐることもわかつた。

またこれよりさき、大坂方の榎島重利 赤座直規 新宮左馬介などといふものが堺にをりて、近境を侵略してゐたが、関東軍の諸方から大坂に迫つて来るのを見て、榎島 赤座等は逸早く大坂城に引上げたが、新宮左馬介は無類の剛の者となほ居残つて狼藉を働いてをり、東軍いよく迫れりときゝ手兵七八十を引具し、敵情偵察のため住吉南方の野原に出て、藤堂勢の手先渡辺勘兵衛の一隊に出會ひ、目に余る大軍に驚いて急遽大坂に退いたやうで、それは十一月五 六日の事であつたと云はれる。高山公実際といふ本には高虎が住吉に軍を移した時、新宮若狭が堺を焼払はんと乗出して来たが、高虎の先鋒に出合つて折柄の濃霧に紛れて兵を返したとあり、撰戦実録といふものには新宮左馬助 同若狭の兩人を兄弟とし、近郷侵略の爲堺いつたとしてゐる。また台徳院御実記慶長十九年十一月六日の条には、熊野 新宮 根来の僧二百人ばかりで堺放火の目的で来た時、藤堂の先手の旗色を見て逃走したやうに記してゐるさうである。

これによつて、この比熊野新宮の徒が大坂方として活躍してゐたのがわかるのである。

熊野の諸手船について

交通の至つて不便であつた御代に於ても、紀州熊野と出雲とは互いに往来も繁かつたやうで、古事記や日本書紀を読んで見ると、その縁由の頗る深かつた事が察せられるのである。熊野といふ地名も両国にあつ

て、時としては彼此混同されているやうに考へられるふしもないではない。彼の古事記には伊邪奈美命をば出雲と伯耆の国境なる比婆之山に葬り奉つたとあるのを、日本書紀には紀伊国熊野之有馬村に葬り奉つた事になつてゐるのはその特に著しい例であり、書記の「其後少彦名命行三至熊野之御崎」遂適三於常世郷一矣」とあるも、この熊野之御崎を以て直に紀伊潮岬の事であらうと断ずる事も出来ないやうである。熊野速玉神社 熊野坐神社といふのもそれぞれ両国にあり、出雲には加多神社といふのがあつて、紀伊の加太神社と同じ名であり、紀伊の淡島に似たやうな粟島といふのも出雲の国にあるやうで、その外に調べればまだまだ共通の名を持つてゐるものか少くなかうと思はれるのである。

「是時其子事代主神遊行在ニ於出雲国三穗之崎一以ニ釣魚ニ爲レ樂或曰遊鳥爲レ樂故以ニ熊野諸手船一亦名天遣レ之云々搗船 載ニ使者稻背脛一

とあるのに出たものであることはいふまでもないが、その熊野といふ名にとらはれて直に以て紀州熊野に於いて創めて造られ、神代の時から用ひられていたものとするのは早計で、その前後の記事から見ても熊野諸手船といふ名は出雲国の熊野から起つたものと考へねばならず、残念ながら紀伊国熊野がその船の名づけ親でない事も明らかである。尤もその後熊野に於ても之と同じ型の船が造られて、熊野諸手船といつて用ひられたかも知れぬが、それは熊野諸手船といふ名の起りには何等の關係のないものである。悠遠なる神代の事は遐としてうかがひ知り難いものが多い。後代に書かれた太古の出来事をとやかくせんさくする事はいかゞかと思はれるのであるが、たゞ氣づけるまゝをかきとめおく次第である。

伊紀田邊に關係或太平記の記事について

太平記第三十四 二度紀伊国軍の事の條に

法程に四条中納言隆俊は重ねて大勢かゝるよし、聞こえしかば尚本の陣にてや戦ふ、平場に進みてや懸合にすると評定ありけるに、湯川庄司心替りして後に旗を擧げ熊野路より寄するとも被露し、船を込めて田辺よりあがると聞えければ、此陣かくては如何あるべきと案じ煩ひおはしけるを見て、大手の一の木戸を堅めたりける、越智降人になりて芳賀伊賀守が方、出でたりける、さらでだに猛き清黨、かねて父に義を勧められ今又越智に力をつけられ、なじかは少しも滞るべき龍門の麓、打寄せけると等しく桶をもつかず、矢の一をも射す援連れて攻め上りける程に、さしもの兵と聞えし恩地、牲河貴志、湯淺田辺別當、山本判友半時も支、ず龍門の陣を落されて阿瀬川の城ど籠りける、云々

之は龍門山二度目の戦に官軍の敗れし時の記事であつて、興福寺実嚴僧正の手記せる細々要紀といふものに

「四月十一日東国の軍勢数万人重テ紀州発向 畠山尾張守敗北にヨツテ援ケ勢を三ヨツテナリト云々

「二十三日龍門山重テ合戦 官軍ノ内武家方、降参ノ輩アリ 無勢ニヨリフセギガタキカ 隆俊卿以下没落阿瀬河ノ城ニ入ルト 云々

とあるので正平十五年庚子北朝廷文五年四月十三日の出来事とわかる。 田辺別當や市ノ瀬の山本判官等が終始一貫官軍方として戦つてゐるのだ。湯川庄司は中途から心変りして、武家方として田辺方面でも策動してゐたと云ふことなども知られるのである。

又太平記卷三十五 南方蜂起の事の条に

根来の衆はかように御方の落ちゆくも知らず 與力同心の兵集りて三百余人 紀伊国春日山の城に楯籠もり二引兩の旗を一流打ち立てゝ居たりけるを 恩地 牲河三千七百余騎の勢にて押寄せ 城の四方を取巻きて一人も不レ餘討にけり 熊野には湯川庄司將軍方になりて鹿瀬 蕪坂の後に陣を取り 阿瀬河入道定佛が城を攻めんとしけるを 阿瀬河入道 山本判官 田辺別當二千余騎にて押し寄せ 四角八方 追ひ散し三百三十三人が首を取りて 田辺の宿にぞ懸けたりける 云々

とあるが これもまた細々要紀に

「七月廿三日紀州春山城 春日山城の誤りか 合戦 城中ノ勢ゴトゴトク死スト云々 根来寺の衆徒武家方ニテ籠リタルナ

リト 云々

廿五日熊野合戦 武家方敗北 死人数ヲシラズ 云々

とあれば、官軍方の阿瀬河入道 山本判官 田辺別當等の勢が、武家方の湯川庄司の軍と戦つて大勝を博したのは、同年七月廿五日の事と知られるし熊野合戦とあるからには、この戦は田辺地方にも及んでゐた事と想像せられるのである。

昭和十四年十一月三日発行

大阪市外曾根

宇井 縫 藏

二十分限定（非賣品）

龍水
隨筆

續南紀史叢考

（草案第二集）

目次

田辺藩史料拾遺	29
一、壹分三厘米元帳	29
二、貳夫銀村々出来	32
三、御役高書上帳	34
四、御本計納	36
五、御與力知給所附	38
六、惣狼煙廿三ヶ所	42
七、御城下寺院順	42
八、梅仲間のこと	43
眞砂照翁小傳	43
熊野八庄 司の一家 眞砂氏の事	44
杉若越後守京都卒去説	47
鈴木孫一重秀のこと	47
野田福島の戦い	48
織田氏と本願寺の抗争	49
織田氏の雑賀進撃	50
本願寺の石山退去	50
鈴木孫市の実名について	52
雑賀黨の内争	52
羽柴秀吉の紀州進入	53
関ヶ原役とその後	53
武蔵坊弁慶伊勢出身説について	54
由良興国寺の天正兵燹説について	55

龍水 續南紀史叢考（草案第二集）
隨筆

田辺藩領拾遺

一、壹分三厘米元帳寫

一高 貳万参千八百九拾四石四斗八升六合
一高 五千六百拾五石七斗六升七合
合 貳万九千五百拾石貳斗五升三合

内

九拾五石貳斗五升六合
千百六拾六石三升八合

貳百石
貳百石
百六十六石三升八合
四百石
貳百石

千三百三十四石二斗一升二合

八百壹石三斗九升六合

三百三十五石一斗九升二合
百六十四石九斗九升五合
百八十九石一斗六升貳合
百十二石四升七合

百三石四斗六升貳合
九拾八石四升六合
三百三十一石四斗八升

田辺領
同與力知

田辺御城地役屋敷とも
御伝馬所司代

富田組 十九淵村

三番組 芝村

南部組 南道村

田辺町

三栖組 上三栖村

浦方高

富田浦

中村

芝村

朝来飯村

高瀬村

田辺敷浦

同 西ノ谷村

芳養下村

八拾貳石

拾石

かじ一人 吉田村

かじ一人 平村

鍛冶大工役十六人

六拾七石

五石大工一人 湊村

六十石 かぢ十二人 糸田村

五石

貳石かぢ庄屋 糸田村

貳百壹石六斗四升

田辺組

散田高

貳百石

湊村
西ノ谷村

小役高

八百石

大庄屋

八人引高

少以

三番組 富田組 朝来組 三栖組
秋津組 田辺組 芳養組 南部組

三千八百八十九石貳斗四升六合

残

貳万五千六百貳拾壹石七合

萬引高

此米 三百三十三石七升三合一勺

但 高 百石一付壹石三斗宛

内

拾三石二斗

三番組

貳斗

芝村

五升七合

峯村

一石八斗六升二合

石舟村

二石二升六斗九合

大川村

一石二斗二升四合

福定村

六斗五升七合

兵生村

一石八合

小松原村

一石六斗

温川村

八斗八升六合

小野村

八斗五升九合

澤村

六斗五升八合

熊野川

一石三斗一升三合

小皆村

三拾壹石三斗壹升

富田組

二石六斗八升

保呂村

四石六斗三升八合

内ノ川村

三石五斗四升四合

杜川村

三石四斗二升

十九淵村

一石五斗二合

吉田村

一石二斗四升四合

高井村

八斗六升六合			溝端村	三石四斗八升	才野村
七石四斗二升五合			堅田村	二石四斗六升一合	平村
六十九石七斗七升九合			朝来組		
五石八升三合			鮎川村	七石五斗九升四合	一ノ瀬上組
五石六升三合			一ノ瀬下	十一石二斗八升五合	岡村
十一石六升三合			岩田村	四石五斗三升三合	上村
三石三斗二升二合			金屋村	四石七斗九升五合	下村
五石一斗二升五合			大内谷	六石三斗五升	生馬村
三石一斗八升三合			生馬谷	二石四斗二升八合	岩崎村
四拾七石六斗六升八合			三栖組		
八石一斗三升			下万呂村	四石八斗六升三合	中万呂村
四石九斗六升九合			上万呂村	九石六斗七升四合	下三栖村
九石九升一合			中三栖村	一石二斗七升三合	上三栖村
三石四斗八升三合			長瀬村	二石三斗四升	長尾村
一石五斗七升五合			馬我野村	二石二斗七升	伏菟野村
三拾八石五斗四升二合			秋津組		
六石三斗五升四合			下秋津村	七石六斗五升四合五勺	下秋津上
八石九斗九升五合			上秋津下	八石九斗五合	上秋津上
一石六斗			下村	一石六斗	谷川
二石一斗四升三合			中村	二石二斗	竹藪
貳拾八石七斗二升二合九勺			田辺組		
二石三斗六升三合六勺			西ノ谷村	三石七斗一升七勺	糸田村
三石一斗一合五勺			湊村	六石八斗七升八合四勺	伊作田村
四石五斗六升九合九勺			神子浜	八石九升八合八勺	新庄村
三拾石三斗五升三合			芳養組		
二石二斗六升六合六勺			芋村	六斗二升五合八勺	田川村
二石六斗七升五合七勺			中村	三石三斗三升三合	林村

三石三斗九合三勺 境村 三石八斗八升一合一勺 田尻村
 二石一斗六升四合六勺 西野々村 二石九斗九升四合七勺 平野村
 二石一斗二合八勺 小野村 四石六升一合六勺 日向村
 二石二斗九合九勺 西山村 一石一斗七升七合九勺 東山村
 五拾壹石四斗三升五合九勺

二石二斗九升四合四勺 堺村 三石三斗三升七合九勺 埴田村
 二石四斗七升七勺 芝村 四石四斗四升九合三勺 氣佐藤
 五石一斗三升三合四勺 徳藏村 四石五合六勺 熊岡村
 九石五斗一升六合三勺 山田村 一斗一升一合九勺 山内村
 二石六斗五升八合二勺 瀧村 一石七升七合七勺 平野村
 一石六斗三升三合二勺 島ノ瀬村 二石一斗二合八勺 神ノ川村
 八斗九升六合三勺 木ノ川 一石三斗五升一勺 熊瀬川
 七斗九升八合三勺 大橋 一石三斗六升五合一合 市井川村
 一石六斗二升六合二勺 輕井川 九斗七升五合八勺 下大橋
 二石六升六合七勺 高野 九斗三升五合 名ノ内
 一石六斗三升七勺 土井村

五石壹斗壹升五合五勺 東岩代
 七石壹斗八升八合二勺 西岩代
 九石七斗五升八合六勺 切目組

三石八斗五升三合四勺 宮ノ前村 二石八斗二升九合七勺 羽六村
 一石九斗二升二合 古屋村 一石一斗五升五合三勺 古井村

右は嘉永四年末三月朔日御郡方より組々へ申通候寫

二、貳夫銀村々出高

一、銀 壹貫八百五拾五匁分五厘 南部組
 十匁三分三厘 山内村 二百五匁三分六厘 上氣佐藤
 二百五匁三分六厘 下氣佐藤 四百七十三匁八分五厘 徳藏村

一、銀 四百四匁三分七厘 芝村
三百八匁一分二厘 埴田村

二百一匁七分七厘 堺村

貳貫九百貳拾壹匁九分壹厘 芳養組
二百一匁三分七厘 芋村
二百四十五匁三分五厘 中村
百九十四匁壹分 小野村
三百五十八匁二分六厘 田尻村
百九十九匁八分壹厘 西野々村
百八十七匁四分 西山村

二百八十匁一分五厘 境村
五十七匁七分七厘 田川
四百廿七匁六分六厘 林村
二百七十六匁四分三厘 平野村
三百七十四匁九分二厘 日向村
百八匁七分三厘 東山村

一、銀 三貫二十五匁三分壹厘

田辺組

三百三十八匁一分八厘 目良村
西ノ谷

五百八匁九厘 神子浜

七百一匁三分三厘 新庄村

四百二十匁二分六厘 湊村

新庄村ニテ所ニ出ツ何レカッ丸伊作田誤ナラン

六百三十四匁九分三厘 新庄

三百四十二匁五分二厘 糸田かぢ組

一、銀 四百貫五百貳拾匁貳分五厘

三栖組

七百五十匁四分六厘 下万呂

四百四十八匁八分七厘 中万呂

四百五十八匁六分五厘 上万呂

八百九十三匁 下三栖村

九百五十九匁貳分 中三栖

百十七匁五分五厘 上三栖

三百二十一匁五分二厘 長瀬

二百十六匁 長尾

百四十五匁四分 馬我野

二百九匁六分 伏菟野

一、銀 壹貫三百三拾八匁五分三厘

三番組

五十一匁七分三厘 芝村

五十一匁三分七厘 峯村

百七十一匁八分七厘 石舟村

二百九匁四分二厘 大川村

百十三匁 福定

六十匁六厘三厘 兵生

百二匁二分三厘 小松原

百四十七匁四分五厘 温川

八十一匁七分三厘 内井村

七十九匁二分六厘 澤村

一、銀 百二十一匁二分 小 皆 八十一匁八分六厘 小 野

一貫九百十三匁九分四厘 朝来四村 五百九十二匁二分四厘 生馬村

三百九十九匁四厘 生馬谷 二百廿八匁一分三厘 岩崎村

一貫九拾五匁一分五厘 一ノ瀬村 一貫百八十二匁二分三厘 岡 村

一、銀 三貫二百五拾匁七分五厘 富田組

二百四十七匁四分二厘 保 呂 五百四十八匁一分三厘 内野川

二百廿七匁一分七厘 平 村 百三十八匁七分 吉 田

二百三十五匁二分三厘 高 井 三百十五匁七分二厘 十九淵

百九十九匁九分 溝 端 三百廿一匁三分 才 野

六百九十匁 堅 田 三百廿七匁一分八厘 社 川

合 貳拾五貫八百九十九匁五分五厘 但村々集メ廿五貫九百匁三分三厘有之其儘納

三、御役高書上帳寫

一、高 貳万三千八百九拾四石四斗八升六合 田 辺 附

一、高 五千六百拾五石七斗六升七合 同 與 力 知

一、高 貳万九千五百拾石貳斗五升三合

内

貳千四百七拾七石六斗六合

内

九拾五石貳斗五升六合

御城地諸土屋舖

引 高

右引高之儀先年之高より貳百石不足に相見候由御付紙に古座候 慶長十三申ノ年打直し御檢地帳に百十六石七斗九升九合と御座候 其の以後同様の訳にて増し申成相知し不候得共慶安二丑年百四十三石八斗四升五合と記し御座候 承応二巳年明暦元年未年右同高に御座候処寛文六午年迄四十八石五斗八升九合減じ申候 尤是又同様の品に減じ申哉相知し不申候得共 残高九十五石二斗五升六合と相成今以如此二御座候

九百六拾六石三升八合

御伝馬所

内

貳百石

三番組

芝村

貳百石

三栖組

上三栖村

百六拾六石三升八合

御與力知之内

南部

南道村

外に三百三拾三石九斗六升二合

御上ヶ知之内引申候都合五百石にて御座候

四百石

田辺町

百六拾壹石貳斗壹升四合五勺

西ノ谷村

七拾九石壹斗五升六合

糸田村

百五拾九石六斗二升九五勺

湊村

右御伝馬所引高之儀先年之高より貳百石二付脱字アルカ相見申候由御付紙ニ御座候

田辺町御伝馬町之儀八先年も引高貳百石と御座候得共若山より奥熊野口熊野南方の件にて御用繁雜相努御座候二付元禄二己年御願申上まし引高貳百石願之通御仰前後四百石之引高にて御座候

千三百三拾四石三斗壹升貳合

浦方

内

八百壹石三斗九升六合

富田浦

三百三十五石壹斗九升貳合

中村

百六十四石九斗九升五合

芝村

百八十九石壹斗六升貳合

朝来飯

百十貳石四升七合

高瀬

百三石四斗六升貳合

田辺敷浦

西ノ谷

九拾八石四升六合

同

西ノ谷

但芳養松原より浦方入作

芳養

下村

八拾貳石

鍛冶大工役

十六人

内

拾石

富田組内 五石 吉田村

五石 平村

六拾七石

田辺組内

五石 大工壺人 浜むら

六十石 かぢ十二人 糸田村

貳石 かぢ組庄屋 富田村

五石

芳養組

残高 貳万七千三拾貳石六斗四升七合

御役高

右之通相改書上申候 以上

享保四年亥七月

富田組大庄屋 三栖 弥三郎
朝来組 井潤 善藏

三番組大庄屋 眞砂 八助

三栖組大庄屋 眞砂 新助

秋津組大庄屋 目良 弥右衛門

田辺組大庄屋 岩本 弥三左衛門

芳養組大庄屋 脇田 武右衛門

南部組大庄屋 堀籠 及右衛門

同組大庄屋 植城 政右衛門

切目組大庄屋 津村 佐太夫

石川 甚内殿

山川 新五左衛門殿

四、御本計納 明和四亥納

元高 貳万三千八百九拾四石四斗八升六合

一高 貳万五千七百八拾壹石五升

亥 三ツ九分二厘七毛

外 貳百四石三升

畑方步入

取 九千三百八拾五石五斗六升六合

一高 千八百四拾六石六斗八升三合壹勺

新田

亥 四ツ四分八厘八毛余

取 八百貳拾八石九斗七升四合

一米 三斗四升九合

田辺町 三步 上米

但シ 無口米

是八田辺ちり地之内より出候物と承り伝候得共委細には難書記畧之

一米 貳百四石貳斗九升壹合

口米

但シ 納百石に付貳石ツツ

一米 貳百五拾五石三斗七升貳合

指米

但シ 納百石一付貳石五斗ツツ

御役高 貳万三千六百拾五石八斗二升九合

外一貳千三百六拾参石九斗四升壹合

引高

内百九拾八石七斗三升 畑方歩入

一米 四拾四石八斗七升壹合

糠稿代米

此ぬかわら代米御役高に一九を掛け候へば四十四石八斗七升九勺四一と成壹合とははね込み候ものと相見候

一米 貳百六拾六石貳斗八貳合

田辺種かし利米

是は種かし元米

千四百貳拾三石七斗壹升の内

百九十石八斗は一割余千貳百三拾貳石九斗壹升は二割の極にて此二口利米貳百六拾五石

六斗四升二合と外に六斗四升佐野新左衛門年賦納筋のものありて本行の通りに相成

合 壹万九百八拾五石七斗五合

内

千八百七拾五石

御供米大師料御家中知行御切米御役料大庄屋庄屋給とも

六百二十六石四斗五升八合

御切米渡

千貳百四拾八石五斗四升二合

銀払筋

六百三十五石二斗八升二合

田辺御家人中御扶持事十月より翌九月まで

貳百六拾六石貳斗八升貳合

種貸利米

三百六拾四石
貳百七拾石程
貳百六拾八石

貳拾貳石八斗

貳百五拾五石貳斗

百貳拾参石

貳百五拾石

参百石

御本計の内より宛
月々小拂宛
御普請米宛

正米渡

銀払筋

若山御仲間御切米ノ内年貢

御普請方人員扶持

未進并諸色宛米

右は何れも御積り物にて九月喰切勘定仕上げ御積りより延し有之筋又御積りより入まし候筋も有之候、共差引致し全く御廻米有之候、ば御城内御膳宛といたし田辺に残し置き候事も有之又模様にて若山、爲差登候事も有之候

残り

七千貳百六拾九石四斗貳升三合

是は銀米にて若山へ可登分しかし米には湊川口に限り有之候、ば右極方より上は不能登候、其余は銀にて登す川口送高共に記す

千貳拾参石七斗六升五合

壹分送り廻し米

是は田辺本高今高貳万五千七百八拾壹石五升三ツ八分之御取米九千七百九拾六石七斗九升九合此差口四百四拾石八斗五升五合九勺五才五払合壹万貳百参拾七石六斗五升四合九勺五才五払に成此壹歩也勺才は捨候ものと相見え是は年々極り不申候

明和四亥納差上米

是は年々御免の模様により増減有之此御指上の仕出しは田辺岩橋山田三ヶ所の御取米一八を掛候、ば亥年などは貳千貳石四斗四合と成此ノ内三百三拾石は山田村より納故、残本行之通田辺より積廻しと成候右一八をかけ候委く不知

小以 貳千六百九拾六石壹斗六升九合

亥年湊川口送り高

五 御與力知給所附

一高 七拾壹石七斗七升貳合三勺
一高 五拾貳石五斗三升八合二勺

西岩代
古井村

一高 四十二石五斗八升六合三勺

羽六村
太田 三右衛門

右 同 断

一高 七十一石七斗七升二合三勺
一高 五十二石五斗三升八合二勺

西岩代
古井村

一高 四十二石五斗八升六合三勺
一高 三十三石七斗二升七合一勺

橋本 登
羽六村

青木 九右衛門

一高 七十一石七斗七升二合三勺
一高 四十七石八斗二升四合八勺

西岩代
島ノ瀬村

一高 三十三石七斗二升七合一勺

二村 勘兵衛

一高 七十一石七斗七升二合三勺
一高 廿一石二斗一升八合五勺

西岩代
宮ノ前

一高 四十二石五斗八升六合三勺
一高 十四石二斗三升五合一勺

島ノ瀬
羽六村

一高 七十一石七斗七升二合三勺
一高 十七石五斗五合三勺

西岩代
宮ノ前

一高 四十七石三斗二升七合八勺
一高 十四石八斗一升九合三勺

浅井 操助
島ノ瀬
友右衛門

一高 七十四石五斗二升八合四勺
一高 十三石七斗四升五合四勺

東岩代
高野村

一高 三十三石七斗四升二合七勺
一高 三十四石一斗四升一合八勺

久島 南道村
岡本 土井村

一高 七十四石五斗二升八合四勺
一高 四十三石一斗一升一合五勺

東岩代
高野村

一高 四十一石七升二合八勺

神ノ川
浅山源三右衛門

一、 右 同 断

一、 右 同 断

一高 七拾四石五斗二升八合四勺
一高 四十四石九斗九升七合七勺

東岩代
土井村

一高 三十八石五斗八勺

久島 八郎兵衛
熊岡村

一高 五十石五斗三升三合九勺

西岩代

一高 廿石八斗六升一合

長坂 八十郎
東岩代

一高 四十一石八升一合六勺 神ノ川 一高 四十六石五斗四升八合七勺 土井村

一高 八十五石二斗四升一合二勺 宮ノ前 一高 三十九石九斗二升八合二勺 熊岡村
一高 二十三石五斗五升 瀧村 一高 十五石九斗九升八合 古井村

一高 八十五石二斗四升一合二勺 宮ノ前 一高 三十七石一斗六合八勺 今村 喜左衛門
一高 二十三石五斗五合 瀧村 一高 十七石一斗三合一勺 高村 熊岡村

一高 八十八石三斗八升五合一勺 古屋村 一高 三十六石八斗三升一合五勺 駒田 五一左衛門
一高 三十一石七斗六升一合九勺 古屋村 一高 三十九石三斗二升一合九勺 古屋村

一高 廿七石一斗八升七合八勺 宮ノ前 一高 五十九石三斗二升一合九勺 安藤 權左衛門
一高 二十八石九合六勺 南道村 一高 四十二石六斗四合 加藤 鮎川村

一高 八十一石二斗九升九合五勺 山田村 一高 三十六石五斗七升四合三勺 佐津川 弥太夫
一高 三十七石五斗四升四合四勺 平野村 一高 二十六石五斗七升四合三勺 大川村

一高 八十一石二斗九升九合五勺 山田村 一高 二十六石五斗七升四合三勺 戸田 甚左衛門
一高 三十八石六斗八升九合一勺 瀧村 一高 三十六石五斗七升四合三勺 渥美 四方作

一、右 同 断

一高 八十一石二斗九升九合五勺 山田村 一高 三十二石九斗一合三勺 山川 鉄右衛門
一高 三十八石六斗八升九合一勺 瀧村 一高 十七石八斗二合七勺 平野村

一高 八十一石二斗九升九合五勺 山田村 一高 三十二石九斗一合三勺 上大橋
一高 二十五石三斗六升五勺 瀧村 一高 十七石八斗二合七勺 平野村

一高 八十一石二斗九升九合五勺
一高 廿六石九斗三升九勺

山田村
平野村

一高 廿七石二斗五升九合六勺
一高 二十石五斗五合二勺

豊田 八百助
上大橋

一高 八十一石二斗九升九合五勺
一高 三十五石四斗八升五合二勺

山田村
熊瀬川

一高 三十六石五斗七升四合三勺
布目

子守 泰右衛門
名ノ内

一高 八十一石六斗一升七合
一高 三十八石一斗八升九合七勺

山田村
瀧村

一高 三十六石五斗七升四合三勺
一高 廿九石一升一合九勺

源太夫
市井川

一高 八十一石二斗九升九合五勺
一高 四十五石五斗八合四勺

山田村
熊瀬川

黒柳 一郎左衛門
井ノ川

一高 八十四石四斗一升二合五勺
一高 廿九石三斗二升八勺

岩田村

一高 四十石二斗四升七合八勺

高田 覺太夫
熊岡村

一高 八十五石一斗七升三合五勺
一高 三十三石四斗九升三合七勺

岩田村
鮎川村

三浦 林四郎

一、右 同 断

一、右 同 断

安藤 次郎左衛門

一、右 同 断

門奈 弥左衛門

一、右 同 断

村松 綱右衛門

成瀬 虎藏

一高 八十五石一斗七升三合五勺 岩田村 一高 三十六石六斗九合九勺 下大橋
一高 三十二石六斗二勺 鮎川村

一高 八十五石一斗七升三合五勺 岩田村 一高 三十六石八斗七升一合 橋本 順之衛門
一高 三十三石七斗七升九合二勺 鮎川村 市井川

一高 八十五石一斗七升三合五勺 岩田村 一高 四十五石九斗七升四合六勺 牛尾 弥五兵衛
一高 二十二石八斗三升一合四勺 熊瀬川 輕井川

一高 八十五石一斗七升三合五勺 岩田村 一高 三十七石五斗九升五合一勺 三倉 權右衛門
一高 三十二石九斗五升二勺 鮎川 市井川

六 惣 狼

一、六ヶ所 田地浦組

瀬戸地下 しゅうか峯 西ノ谷村の内 天神山 神子浜村 森山
新庄村 瀧山 下万呂村 とうの鼻山 下秋津村 岩倉山

一、八ヶ所 南部浦組

南部山内村 栗山 同気佐藤村 高田の古城 南部川瀧村 高畠山
同大川村 番屋のホテ 芳養芋村 古城山 同平野村 古城山

同日向村古城山 芳養坂峠

芳養組 田尻
南部組 熊岡

一、三ヶ所 切目組

宮ノ前村

西上山

古井村

五本松山

一、六ヶ所 富田組

朝来飯村 榎山 高瀬村 人見峠 十九淵村 城の越
岩崎村 不動山 岩田村 三宝寺山 (一ヶ所記載なし)

七 御城下寺院順

御城下寺院順は左の通りなり 支配は町奉行兼役

- 一、西方寺 二、龍泉寺 三、淨恩寺 四、海藏寺 五、湊福寺 六、法輪寺
七、興算寺 八、松雲院 九、能満寺 十、願成寺 十一、本庄寺 十二、勝徳寺

地藏寺は無住故願成寺兼帶 順は願成寺なみ也

江川三ヶ寺は古番上座故時々順替あり

八、梅屋仲間のこと

定

一、御役所様より被仰出御定目之通堅相守可申事

一、仲間定之通急度相守可申事

一、生梅値段の儀は御役所様江相窺御聞濟之上買入可申事

但 出買并直下ヶ直増等一切不相成事

右儀定之通少しも違変無之事萬一心得違仲間定之外不法之儀有之候はゞ一応は仲間より申聞其上受用不致申募候節は漬株仲間江預り可申事

安政二年乙卯八月

梅屋仲間

紀	伊	田	辺
ゝ	梅	梅	ゝ
ゝ	仲	仲	ゝ
ゝ	間	間	ゝ

右定之趣聞届候

御仕入方

締

(備考)

一、乃至七、ハ享和元年に三番組大庄屋眞砂直照翁の手記しおける備忘録より抄出せるものにして、ハは昭和十三年九月大阪のある古本展にて見たる古文書 奉書一枚に頗る達筆に認めたたるものの寫しなり。尚前集「田辺藩の知行高について」の記事中に眞砂直照翁を三栖組大庄屋とせるは三番組の誤記に付訂正しておく。

眞砂直照翁小傳

眞砂伝左衛門直照は幼名友作といひ、又類次郎傳左衛門木郎右衛門と称す。三栖組大庄屋眞砂新左衛門友住の二男。安永四年乙未閏十二月朔日生誕。寛政六年甲寅正月三番組大庄屋被仰申付栗栖川村元芝村とに居住す。安永三年庚戌四月廿四日卒す。法名天真宗徳居士。妻布は田辺藩士土井次郎左衛門の長女、直照の三女ひさは宇井多右衛門秀成の妻となる。則ち宇井可道の生母なり。

熊野八庄司 の 家 眞砂氏の事

紀伊の國で有名な熊野八庄と云ふのは、鈴木 玉置 貴志 湯川 眞砂 恩地 神保 牲川八氏の事とし、また妹背 眞砂 湯浅 玉置 湯川 鈴木 安宅 和田の八氏のことともいはれ、これは年代によつて違つてゐたものと思はれる。この中の眞砂庄司といふのは今の西牟婁郡栗栖川村の眞砂といふ土地に居住していた豪士の事である。南紀古土伝には眞砂の庄司について次のやうに載せられてゐる。

「熊野瀧尾尻王子の社司眞砂庄司と言者 栗栖川庄眞砂村居住 代々近郷を領す 云々 天正年中豊臣家の軍使熊野押の時 山本主膳に與て上方勢を防 所々軍功を顯 眞砂大學 眞砂右京兄弟一族六人其外被官七十人等所々討死す 中にも眞砂大學大勇のものにて多勢を打破り 湯川光春と同道 深山に分入越前国に走り世靜 越前御家中に奉公 云々 文中湯川光春とあるのは、直春の子丹波の守の事であらう 直春の誤記とするのはよくない。後年三番組及び三栖の大庄屋となつた眞砂氏といふのは、この眞砂氏の後裔で宇井家とは古くより姻戚關係にあり、先考可道が眞砂家の古記録などを調べて書残されたものがあるので、今その中から徳川初世以前のものを抄出する。

眞砂主計景友

藤代清重十一代裔 此代本宮一與力ス

眞砂主計友春

此代兼神職

眞砂將監友高

此代兼神職

眞砂中務氏家

此代属足利家戦功及度々

眞砂駿河守友重

眞砂左將監友久

友重之弟此時始而三番芝村一住ス 観音寺ヲ開基 元文元辰十一月二日卒

法名光謹卜公称ス

眞砂左衛門尉友尚

足利家滅亡一依而所領一放ル

眞砂兵部尉友家

友尚之男 天正十三酉年秀吉公當國征伐之時 湯川直春二一味シ戰功有 終

二近露一テ生害ス

眞砂源助友定

友家之男淺野家二仗 大坂江出陣ス

眞砂大學重友

友尚之男 始作兵衛卜呼 後大學卜号ス 天正十三年上方勢ヲ遁テ後関ヶ原

眞砂八助

二有戰功 依而越前一白様 中小姓二被召出知行三百石一テ相勤候処捕者被
申付致首尾次第一立身三千石領ス 一白様流罪之節八京都迄御供

友信

友尚之男 兄大學召連越前家 参リ知行三百石領ス 一白様流罪之節者京迄
御供

眞砂刑部

重友之嫡子

眞砂丹波

重友之次男 〔コノ三人越前少將忠直朝臣二仗 大坂江出陣ス

眞砂平馬

重友之三男

眞砂重郎左衛門

友真 前二コノ名見エズ誤記力 之弟

眞砂重郎兵衛

重郎左衛門之男 親重郎左衛門二掛リ居 秀吉公當國征伐ノ時湯川二一味シ

顯軍功

眞砂五郎兵衛

重郎兵衛之嫡子

眞砂太兵衛

重郎兵衛之二男

眞砂清左衛門

重郎兵衛之三男

眞砂角次郎

五郎兵衛男 方々へ流浪其行衛不知

眞砂右馬兵衛友成

友久之三男 三番芝村二住ス

眞砂右馬之充

右馬兵衛之男 秀吉公當國征伐之時湯川二一味シ及一戰 所領一放ル

眞砂惣作友氏

右馬之充嫡子 始與助卜呼後惣作卜改名 所領二放レ三番芝村二農業ス

眞砂孫四郎友光

右馬充次男 一乱之節浪人之後上秋津二テ農業渡世ヲ送ル

眞砂信助

惣作嫡子 三番芝村二居住農業ス

眞砂太郎右衛門忠知

惣作次男 三番芝村二居候処杓若越後守二被召出知行二百五十石二テ年寄

役相勤京都二居住 越後守卒去一七日後三栖へ来住居 眞砂右馬之充卜号ス

慶安三寅四月十五日卒ス 法名取譽玄撰居士 妻子明曆三酉十月廿三日卒ス 法名巖光壽誓信女

眞砂權右衛門友之 右馬充嫡子 寛文二寅十二月七日卒ス 法名香譽永薰居士ト号ス

眞砂太郎右衛門友吉 右馬充次男家督致相続候処始テ国主淺野家ヨリ公文役蒙命 五十八年相勤

右勤之内大納言様御入国後大庄屋号一改ル 寛文十一亥十一月廿四日卒ス

法名親譽圓諦信士

眞砂勘左衛門友春 太郎右衛門男子無之次女養子 友春実父ハ安宅家之士江田源左衛門橘春久ト

号シ田ノ井村一居住 安宅落居之時從弟安宅一和田諸共富田才野一來来小山ハ

與力ス 慶長十九大坂冬御陣之節小山諸共武士三十騎召連出陣 然処御和談

二付小山ハ彼地二残リ居 源左衛門ハ一左右次第登申管ニテ侍十人召連富田才

野ハ飯居候処 元和元夏御陣免候ニ付小山ヨリ治部ト申者ヲ以又々出坂之旨

申越候ニ付可相登処小山ハ討死之由注進ニ付登リ不申 其内當御代ニ相成候

故 才野村ニテ一和田諸共耕作一身命ヲ送ル 才野ハ元来畑方勝ニ付一和田ト

申合池三ヶ所相築ク 依之田方相増里人悦池ノ井天ト祝トナリ 寛文元丑八

月十八日卒ス 法名洞雲月庭居士ト号ス 妻ハ富田高瀬圓光城主中嶋家ノ娘

延宝二寅十一月廿八日卒ス 法名自安貞室禪尼ト号ス

後者ハ才野村ニテ出生母方ノ中嶋ヲ繼グ 元中嶋 吉田 内ノ川ハ一家ニテ後三

家ト相分ル 友春田辺ハ被召出相勤候処當家太郎右衛門ヨリ三光寺住寺田辺

家中笠松三郎右衛門 本町平十郎ヲ以權右衛門并太郎右衛門家督惣領養子ニ

望被申候ニ付 寛文十戌五月約束相定折當家來候得共仕官ノ身故表向ハ夫ナ

リ田辺ニテ相勤居候処 養父太郎右衛門寛文十一亥六月ヨリ相煩 同十月死

去ニ付御暇願候テ同年十二月当月ハ入込候処 妹養子太郎右衛門ハ大庄屋相

渡リ太郎右衛門ト改名 元和元酉年迄十一年相勤退役 右跡役中三栖庄屋伊

兵衛蒙仰 梅田ト相改七年相勤子細有之退役イタシ 元禄二己正月ヨリ同十

亥迄九ヶ年相勤候処 伏菟野村分楨山浅水御止メ成 百姓一等難儀ニ付押テ

願候処 願旨通り相成候得共願品強ク有之候ニテ退役 元禄十六年十月十五

日卒ス 法名教譽円了居士ト号ス 妻ハ太郎右衛門次女 元禄九子四月廿四

日卒ス 法名諦譽了月信女ト号ス 二男四女アリ末女ハ則宇井五郎右衛門ノ妻トナレリ

○龍水曰く

眞砂家の記録はまだぐつぐつと、抄録の目的はこの中から徳川初世以前の史実を見出さんとするにある故この辺でとめる事にする。勘左衛門友春の子は新助季友といひ、季友の子は幸右衛門友只で、友只の子の新左衛門友住が傳左衛門直照の生父である。然るに友住は三十一歳にて早世にて、秋津の目良家から入つて家督をついだのが幸右衛門久富であるから、傳左衛門直照は表向きは久富の二男となつてゐる。そして直照が先考可道の外祖父にあたる事は既記の通りである。

杉若越後守京都にて卒去説

前記眞砂家の記録中に見のがす事の出来ない一事がある。それは眞砂太郎右衛門忠知の傳記に

「杉若越後守に被召知行二百五十石にて年寄役相勤京都に居住 越後殿卒去一七日後三栖へ来住居云々

とあることである。慶長三年に起つた山地一揆之事といふ記録中にも「折しも越後守在京にてましませば云々」とあるゆゑ 田辺城代として杉若越後守にも京都に於て何かの役付をもつてをられた事と察せられる。この卒去云々には惜しいかな年号などがゝれてない。併し越後守は関ヶ原以前に歿せられたといふ事がないから、どうしてもそれより後の事と考へねばならず、この眞砂家の記録に間違ひないとすれば、従来関ヶ原役後田辺を遂転して行衛不_レ知など伝へられてゐたのは誤りで、晩年は京都に居住して世を終つたといふ事になるのである。紀伊続風土記古文書の部に三栖村眞砂氏藏として、杉若越後守宛ての文書二通載せてゐる。之がどうして眞砂家に残つたか不思議にたえなかつたのが、漸くそのわけも判明した。或は同家の記録をもつと調べてみたら、これ以上の新事実が発見されるかも知れないと思ふ。

鈴木孫一重秀の事ども

鈴木孫一は紀州雜賀黨の首領であつて、熱心なる一向宗徒である。本願寺が織田信長と事を構へたとき雜賀黨を率ひて終始一貫本願寺の爲に盡した事は周知の事実である。併し寡聞なる私にはまだ鈴木孫一の正傳を見た事はない。それでこれまでにいろいろの書物から抄録していた資料を綴合せ、之に卑見を加へ

て他日その伝記を編まれる方の参考に供したい。尤もこれらの資料のすべてが実録であらうと考へて書いたものでもないから、この点を諒とせられたい。

野田福島戦

元亀元年七月さきに織田氏と戦つて四国に敗走した三好黨の殘黨が再起をはかり、四国と便利のよい摂津の野田、福島の地に城塞を構へて兵をあつめた。此の時の三好方の陣容については、當時の実録といはれる生島宗竹の細川両家記に

「先陣衆は細川六郎殿同典廊但次第不同三好彦次郎殿の名代三好山城入道笑岩齋 同息徳太郎 又三人衆と申は三好日向入道北宗同息兵庫助 三好下野守同息 同舍弟の爲三入道石成主税介是を三人衆と申也 三好治部少輔 三好備中守 三好帶刀左衛門 三好久助 松山彦十郎 同舍弟伊沢篠原玄蕃頭 加地權助 塩田若狹守 逸見市原矢野伯耆守 年木勘左衛門 三木判大末 紀州さいか孫市 將又讃岐十河方都合其勢一万三千と風聞也 云々
同七月七日右人数摂津中島天満齋 陣取也 河州にて如定野田 福島に於猶以堀をほり 櫓を付壁を上させ河浅き処に乱採 逆茂木引此兩所被楯籠也 東国勢被相待候由也 云々

とあつて、この野田、福島の際には鈴木孫一が最初から三好方として参加してゐた事になつてゐる。

信長この事を聞いて之を撃滅せんが爲八月二十日岐阜を出發、二十三日には京都本能寺宿泊、廿六日には野田、福島と押よせた。

石山本願寺の顯如候はかねて織田氏より矢錢をかけられるなど、いろ／＼難題を持かけられた事とて好意は持たないが、何れにも手出しはしなかつた所、九月十三日に至つて突如織田方に対して発砲したのである。

佐久間軍記 佐久間常閑記 貝個塚合戦の条には

「元亀元年庚午八月廿五日摂津天王寺合戦云々 摂津野田城には三好山城守康長 福島城には安宅木基太郎左康ヲ爲ニ大將ニ楯籠近隣ヲサハカス 信長公爲レ討レ之岐阜發攻ニ野田福島兩城ニ干レ時大坂ノ本願寺門跡 紀州雜賀ノ鈴木孫市 土橋平次ヲ爲ニ軍將ニ救レ之發レ兵 天王寺目個塚ニ於テ合戦 云々

とあつて、これだけ読めば本願寺が初めから三好勢を援けたやうにみえるが、これはそのやうに解すべきではない。

織田家の右筆太田牛一のかいた信長公記に

「野田福島落去候はゞ大坂滅亡之儀と存候歟 九月十三日夜中に手を出しろうの岸川口兩所の御取次、大坂より鉄砲を打入一揆蜂起候 無異子細候 云々

又細川両家記には

「大坂内談には野田福島この間の分なれば不苦候。共万一不慮出来候ば則大坂の手前になり候ば如何なり。兩所堅固の時只今色立て候て可然由にて同九月十二日夜半に寺内の鐘撞かれ候ば即人数集りけり。織田方仰天也と云」とある通り顯如の変心は織田氏にとつては實際突然のことであつたらしい。

ところがここに問題となるのは、鈴木孫市は細川両家記にある通り、最初から三好方に参加してゐたものか、或は佐久間軍記にあるやうに本願寺の態度が變つてから赴き援けたかという事である。本願寺の方が初めより織田氏に好意を持つてゐなかつたのは事實であり、足利季世記の三好重蜂起の事の条に

「又大坂本願寺工モ矢錢ヲカケ 其外色々事信長ヨリ被ニ申掛ケレバ是モ信長ト不快ニ成ラ 三好入道三人衆工使者ヲ下手合アルベシト注進ス 云々

とあり、その後間もなく三好残黨の再擧となつてゐるゆゑ、兩者との間に默契があつて鈴木孫一等をして三好方に参加せしめてゐたものと考へられぬ事もない。

尚序に附記すべき事は、この野田福島合戦の際には細川両家記に

「九月四日根来寺衆五千人討にて信長 出陣由に候也

同日紀州畠山方玉木 湯川両人名代一千人討にて信長 一味して天王寺 陣取由に候也

信長公記にも

「九月十二日……根来 雜軍 湯川紀伊奥郡衆三万計罷立遠里小野 住吉 天王寺ニ陣取候 鉄砲三千挺在之候 毎日参陣候て被攻候 御方敵の鉄砲誠に日夜天地も響計候 云々

とある如く、多数の紀州勢が攻撃に加はつてゐるが、之は本願寺と無関係のものともみてよい。

織田信長と本願寺の抗争

信長が摂津に於て三好残黨や本願寺門徒と対峙せる虚を覗て、越前の朝倉 近江の浅井等相はかり俄に兵を起して九月十六日坂本を襲ひ、廿一日には逢坂山を超て京都に迫らんとした。

そこで信長は野田 福島の囲いを解いて、京都 引返すことになつた。織田氏と本願寺の紛争はこの時から天正八年本願寺の石山退去に至るまで、前後十八年にわたつてつゞけられたのである。この間鈴木孫一は本願寺方として幾多の戦場を馳駆して武功をたてた事と察せられるが、具体的事蹟はあまり伝へられてゐない。私の知る限りではたゞ佐久間軍記の茶磨戦場附阿倍野合戦の条に

「天正四年丙子江州安土一城ヲ築 三月信長公御移徙 四月大坂御発向以ニ天王寺茶磨山ニ要塞害ニ築 佐久間甚九郎信

勝ヲ入置大坂ノ爲レ押入 原田備中守ハ木津ヲ可レ攻命 信長公御飯洛 干時五月三日明智光秀日向守 筒井順廣 大坂ヲ

押入 原田備中守使ニ三好山城守先陣ニ攻ニ木津難波ニ 鈴木孫市数万挺鉄砲セリ合 三好敗走 原田攻入主從中ニ鉄砲ニ死

孫市 勝ニヨリ困ニ茶磨山ニ普請ナカバ堀一重柵バカリニテ甚九郎走廻 タタミ戸板ヲ柵ニトリツケ防戦 云々

「七日住吉口ヨリオシヨリ先陣佐久間信盛 松永久秀 永岡藤孝 二陣瀧川一益 羽柴秀吉 羽柴長秀 池田信輝 三陣八御旗本ニテ押寄給フ 干し時鈴木孫市兵ヲ五千分ケ城ヲ押一萬ヲ師アベ野力愿一向 云々

又同書花堂合戦の條に

六月六日保田久右衛門安政手勢二千師キ花ノ堂一陣取 鈴木孫市軍ヲシメシ丑ノ刻に大坂ヲ発 攻ニ安政一先鋒前島勘解由進ヲ孫市ガ先陣ヲ討 孫市ガ先手敗走セントス 前島カケ入孫市鍵ヲ揃テツキオトス 前島弟次左衛門相續テ鉄砲胸ニ中テ落馬ス 二陣鵜飼作左衛門力戦ス 安政從兵ヲ師キ備ノワキヨリ攻入横ヲ討 孫市敗走スト 云々
とある事を知るに過ぎない。

織田氏の雜賀進撃

信長が何の長袖位と最初鎧袖一觸のつもりでかつた石山城の容易に陥落しないのは、雜賀門徒の後援による事を知り、根を絶て葉を枯すの策に出で、天正五年二月いよいよ紀州進撃を決定した。雜賀黨は泉州の出城に於て、中野城に於て、雜賀附近の城に於て相當手ごはい抗戦をなして散々に織田勢を惱し、信長を手こづらしたものであるが、何と云うても一方は堂々たる天下の大軍であるから、雜賀勢地の利と人の和を得勇敢に戦つたとはいへ、遂に平定せられるに至つたことはやむを得ない事である。信長公記には

「三月朔日 瀧川 惟仁 蜂間 永岡 筒井 若狹衆被仰付鈴木孫市居城取詰竹たばを以攻寄城樓の上日夜あらくと被攻何方も懸合能様にて被思食

三月二日……雜賀表多人數永々御在陣応国致迷惑 土橋平次 鈴木孫市 岡崎三郎太夫 松田源三太夫 岡本兵太夫 岡本左衛門大夫 栗木二郎大夫已上七人連署を以て致誓紙 大坂之儀御存分に馳走可仕旨 御請申に付て被成御赦免とあつて、三月十五日に開城なつたものである。右七人の内土橋平次とあるのは、土橋太夫の誤記なることは古文書によつて明らかである。

本願寺の石山退去

天正八年三月に至つて織田氏と本願寺の和議が成立して、本願寺は紀州の鷺の森に移ることになつた。この講和は畏くも叡慮を以て仰出され、近衛前久 前田重保 勧修寺晴典などいふ人人が両者の間に立つて斡旋せられたものゝやうである。然るにその後に至つて顯如の長子教如 光壽は、此度の和睦は信長の策略に依るものとして深くこれを不満とし、このまゝ大坂を退去するのは宗門の滅亡を招来するものなりとて石山死守を主張した。然るに顯如は畏れくも叡慮を煩し奉つた上の事でもあり、且は既に誓紙を取りかはせし事故、今更背くべきでないとして父子意見の衝突となつたが、顯如は父子一味であると疑はるゝを恐れ、七月盆前までに開城といふことになつてゐるにもかゝらず、四月九日祖像を奉じて大坂を

退き紀州鷺ノ森に入つた。

ところが教如は七月になつても一向退去の様子が見えないので、信長はその不信を憤り之に一撃を加へんとした。ここに至つて教如もその形勢の不利なるを覺り、八月二日に至つて開城するの余儀なきに至つた。信長公記にはその時の様子を次のやうに書いてゐる。

「八月二日未刻雜賀淡路島より數百艘の迎船をよせ、近年相拘候端城の者はじめとして右往左往に縁々を心掛、海上と陸と蜘蛛の子をちらす如くちりちりに別れ候。弥時刻到来して、松の火に西風来りて吹懸餘多之伽藍一字も不殘、夜三日黒雲となつて焼ぬ。

教如は一旦紀州に入つたが、父顯如はその違約を怒つて寄せつけず暫く雜賀辺に潜み、その後大和、美濃等に放浪せられたが、信長の死後に至つてその勘氣をゆるしたといふことである。拙稿織田信長と紀州の中に「蓋し教如のみ石山に止りて父子絶云々とせしは誤記に付取消す。然らはこの石山退去問題について、鈴木孫市等の態度はどうであつたか、これは次の古文書について検討を加へて見るべきである。

今度京都之御使衆奉_レ対 末々者共致_二狼藉_一之儀 言語同断曲事存候 於_二三年寄_一不_レ存_二知_一之_二千萬迷惑仕候_一 雜賀之儀者萬端可_レ爲_下御門跡様被_二仰付_一次第上候 此背若於_二偽申_一者 第一宗本尊可_レ有_二照覽_一者也 仍誓詞如_レ件

天正八 三月二十日

湊	平太夫高秀	判	(花押)
岡	太郎二郎吉正	判	"
松江	源三太夫定久	判	"
狐島	左衛門大夫吉次	判	"
鈴木	孫一重秀	判	"

下間刑部卿法眼御房参

今度御問之儀付而乍憚致_二御使_一候 しかれば御くしの事二のきりまで新門跡様 であつけまいらせられ可_レ然奉_レ存候 此儀あはれ_レ於被_レ成_二御心得_一は忝奉_レ存候 向後弥可_レ爲_二御門跡様次第一候_一 (重而か) □□□事御座候者国々儀者一統に御出船に御供申可_レ被_レ下候 右旨若於_二偽申_一者 如来聖人様罷_二蒙御罰_一可_レ墮_二在無間地獄_一者也 仍誓詞如_レ件

天正八 四月八日

鈴木 孫市外 十一名 花押

刑部卿 法眼御房

少進 法橋御房

按察使 法橋御房参

この二通の古文書は本願寺法難史といふ本に出てあつて、正本は本山藏といふ事である。前のものは雜賀の門徒の中には和議を憚ばず勅使の一行に無礼の行爲があつて、年寄衆は関知しなかつたとの解釈とも見られるし次のものによつて教如の意向を支持する向のあつた事も察知し得られるのである。鷺ノ森移転後に於て鈴木孫一は屢々織田氏に使し、両者の調和に盡力したらしいといふ事は、鷺ノ森日記に散見す

鈴木孫一の実名について

雜賀黨の内争

「紀州雜質之鈴木孫市全地の土橋平次を生害候　子細は鈴木孫市が継父去年土橋平次討果し候　其遺恨に依て内々経上意　今度平次を生害させ土橋構押詰有之趣注進申上之处　鈴木御見次として織田左兵衛佐爲大將　根来和泉衆被差遣然土橋平次子息根来寺千職坊懸入兄弟一所に楯籠也　云々

天正十年正月廿三日 土橋若大夫を於橋ノ上討果 若太夫子供五人彼構 取籠 近付衆思々に集る 又鈴木孫一を始て
兵大夫 小左衛門 幸佛此衆一味也 云々

「六月三日夜 鈴木孫市入城 あけて岸和田城迄罷退

同日 小左衛門幸佛兩人の城取懸放火 此兩人は内々扱ありて命をば助けおく也 云々

とあり、これによって考えると鈴木孫市は土橋平之丞等の襲撃を豫知して逸早く岸和田城へ去つて、難を

免れたものらしい。

羽柴秀吉の紀州進入

天正十三年三月秀吉が紀州へ討入った時に、鈴木孫一はどうしてゐたか之には異説が多い。紀伊続風土記の平井村鈴木孫一宅址の条に

「今高五六百石を領す 鈴木佐大夫の末子といふ 太田落城の後豊太閤其の勇氣を感賞し赦免ありて大和大納言に仕ふ

その後石田三成に属し伏見の城にて鳥居元忠を討て東国に奔り水戸家に仕ふ

又同書雜賀城跡の条にも

「天正十三年豊臣太閤大兵を擧げて根来を亡ぼし、併せて国中を平定せんとす。鈴木孫市 佐大夫の男・佐竹伊賀守 根来の僧徒 泉州千石堀の積善寺に城を築き防戦すといへども、太閤の兵遂に根来を焼き太田城を降すを以て、鈴木は城を出て降参し、佐竹は熊野の山中に遁る。佐大夫は藤堂高虎の智略に落ちて粉川にて切腹す 云々

と出てゐて南紀古士伝にも之に類似の記事がある。併し私は之等の説に対して大なる疑問をもつてゐる。何となれば鈴木孫市がその仇敵の間柄である土橋平之丞等と連合して、上方勢に抗したといふのも理屈に合はないし、この戦乱に関する信ずるに足る文献には少しも鈴木孫市の名が見えない。紀伊続風土記の太田水責の記事中に

「此時頭如上人貝塚に移転しければ、太閤人をして紀州は上人因縁の地なれば降参の儀をすゝめられよといはしむ。上人即鈴木孫市にかくと云ひ含め、中村孫兵次と共に此事を城に論さしむ。」

とあるのを見るが、ここに中村孫兵次氏を軍使として行かしたといふのは一の疑儀がある。それはこの頃中村一氏は熊野進撃中であつたと想はれるからである。併し鈴木孫一をして論さしめたといふのは実にありそうな事である。若し之を事実とすれば、太田落城後赦免したのと矛盾する事になる。然るに爰に南紀土旧時記や之と内容の殆ど内容のかはらない紀州地土覺といふものには

「鈴木孫一は爰許立退候時分より秀吉公、御奉公仕其後御當家、参候て水戸様に三千石被降罷在候由 土橋小左衛門八方々浪人仕罷在候後御家、参候

とあつて、雜賀内争後紀州を去つて羽柴氏に仕へたものである。どうも之が事実らしいやうな気がする。その後関ヶ原迄の間に於て鈴木孫一の事跡として伝へられてゐるものは何もない。只天正十五年三月秀吉九州進発の時、鉄砲頭の一人として鈴木孫一の名が見える事と、南海通記、征韓役のとき名護屋御留守在陣之衆之内に鈴木孫一の名ある位にすぎない（太閤記）。

関ヶ原役とその後

鈴木孫一は関ヶ原役には石田三成に與し伏見城攻撃に加つて、城將鳥居彦右衛門元忠の首をとつたといふ事は有名な話で、これに關するくわしい記事が常山記談といふ本に出てゐる。この本は湯浅元禎が元文四年に書かれたもので、全部実録と考へられないが抄録しておく。

「元忠戰二疲レテ玄閣二腰ヲ掛息ヲ經ル一 雜賀孫市重次死骸ヲ踏越進ミヨレバ 吾ハ鳥居彦右衛門ヨ首取テ功名ニセヨト
物具脱テ腹切タリシカ 雜賀其首ヲ取タリケリ 本丸ニ二ツノ門在ルヲ大手ノ外ハ皆堅ク鎖シケレバ一人モ逃散者ナク討
死シケルトゾ 後元忠ノ首ヲ大坂京橋一臬セシヲ 京ノ商佐野四郎右衛門ト云者鳥居一親ミ有シガ カヽル忠義ノ人ノ首ヲ
罪人ト同ク曝ス事ヤアルトテ 夜深テ盜取智恩院ヲ葬リ一字ヲ建テ龍見院ト名付 云々
雜賀孫市後水戸中納言一仕タリシシガ 此時中タチヲ以テ鳥居忠政ノ許ニ云ヒ送りケルハ 重次昔伏見ノ城ニテ元忠ノ御
最期ニ參合 其時ノ御物具吾家ニ取傳 候ヒ又 先考ノ御形見ニテ候 御覽セン爲返シ參セ度ノ候ト云 忠政悦デナキ父
ガ形見是三不可過一目見バヤト答 重次自ヲ携テ行向 忠政門外ニ出迎 重次ヲ奥ノ間ニ招ジ 亡父ニ對面スル心地ストテ
涙ヲ流シ 甲冑太刀刀押板ノ上ニ置テ是ヲ拜シ 扱重次ヲ饗セシ有様 誠ニ美ヲ盡セリ 其翌日重次ノ方ニ使ヲ遣シ昨日ノ
見參ヲ謝ス 又御芳志依テ父力最後ニ帶セシ物具再見候事返々モ悦入存候ヒ 又忠政ガ家ニ伝シ父ガ形見ニ可見物モ不
少見苦シクハ候トモ 此物具重次ガ家ニ留テ御武命ヲ子孫ニ傳 テン事弓箭ノ道ニハヨキ御遺誠ニモヤ候可トテ甲冑太刀
刀悉ク返シ遣ス 夫ヨリ年毎ニ冬綿厚タル衣五領使者ニ持セテ ハルバルト水戸ニ贈リ遣シ音信ヲ通ズル事忠政一期ノ程
終ニ不怠 水戸公此由聞シ召シ大ニ感ジ給ヒ 鳥居ガ使者ノ可来前道橋ヲ修理セリ也 重次ニ安儲ス可魚鳥様ノ物賜ヒ
ケルトゾ

又鈴木孫一が武具の細工の名人であつたといふ事を 同じく常山記談に次のやうにかかれてゐる。

「松平讃岐守殿ノ具足屋南都岩井孫四郎咄ニ 南都知足院ニ塙團右衛門ガオヒ植村藤左衛門ト云者ノ所持セシ類當有 是
即塙方所用ノ物也 其製面類ニ涎力ケラ不仕付 惣地ヲ薄赤ク人ノ面ノ色ノ如ニ塗鬚ヲハヤシタル也 是甲冑ヲ着シ喉輪
ヲカケ 只行軍ノ装ニ喉輪ノ上ニ此面類ヲカケンガ爲ニ如此製シタル成シカト也 右ノ面類ハネリ物ニ紀州ノ雜賀孫一ノ作
ノ由 塙ト旧友ニテ可造與ト也 其頃孫一ハ武功ノ士ニテ慶長五年伏見城ニテ鳥居彦右衛門ヲ撃取タル士也 細工ノ名人
ニテ殊ニ類面ノ製無類ニテ名作ト称スルト也 云々

以上にて私の手許にある鈴木孫一に關する資料は盡きる。この外鷺森旧事記 紀伊名所圖會などに散見
する記事や、鈴木孫一の一子豊若の事を書いた文化三年の傳寫本などあれど、實際と考へられぬふ
しあり之を省略することにした。

武藏坊辨慶の伊勢出身説について

辨慶の出身地としては、熊野説と出雲説の外に伊勢出身説もあると聞いてゐた。近此石川鴻富の武藏坊
辨慶伝といふ寫本を見て伊勢出身説のどんなものであるかが判つた。これは僅か数葉にすぎないものであ

って、どんな書物に出てゐるかあきらかないが、その一節に

「僧辨慶其祖出伊勢一姓渡會氏 曾祖曰晴親 仁從五位下權禰宜 其孫淨智爲紀州熊野廟別當 淨智有子曰福磨一幼而穎敏力量超衆好學能書又喜武技 淨智愛其才 登觀山爲某師之徒 更改名辨慶 辨慶事師多年 博涉獵群書 居西塔一年二十有余嗜酒耽色 常亂僧規 屢遊都下五條花街與遊女眞葛者契 竊購爲妾 無幾生一子 而遊蕩無賴 以其乏資金 遂去山入賊群 夜々却旅客奪財 時義經在鞍馬山 云々」とあつて、之まで伝らてゐる生立説とよ程違ふ。そして此伝記は其徂徠の龍草廬及奥人好古公所説の東陸遺文等によつて綴之と述べられてゐる。

由良興國寺の天正兵燹説について

由良興國寺の寺傳によれば、天正十三年三月羽柴秀吉勢南征の時諸堂兵火に罹り、縁起 旧記 宝物諸堂の類等悉く焼亡したといふ事になつてゐるやうであるが、宇野主水日記天正十三年五月三日の記事の次に「今度雜賀之破井奥郡湯川没落にツキテ秀吉ノ人数令乱入候由 由良寺放火ニテハナケレドモ衆僧モ寺ヲアケ逃散濫妨人等打出テ寺中退轉ノ式ナリ」とあり、又宇野主水雜記といふ物に「紀伊國由良寺天正十三年三月下旬羽柴秀吉諸卒乱入急打破畢云々と出てあつて、前者には特に放火ニテハナケレドモと念を入れて書かれてゐる点から考へても、現在同寺にはそれ以前の建物や宝物などの残存してゐる点から想像しても、此の時兵火に罹つて焼亡したといふ事は、どうも合点の行かぬ節が少なからぬやうに思ふ。

昭和十五年二月十一日発行

大阪市外曾根

宇井 縫 藏

二十分印刷（非賣品）

龍水
隨筆

續南紀史叢考

（草案第三集）

目次

畠山ト山年齢考	58
山本主膳頭の最期について	62

龍水
隨筆 續南紀史叢考（草案第三集）

畠山ト山年齢考

畠山左衛門督政長は寛正以来足利幕府に仕へ、管領に任ずる事前後廿一年の久しきに亘つた権臣であつて、尚順は實にその嫡子として生れたのである。政長父子は明応元年十二月敵將畠山右衛門佐義就卒去し、その子義豊あとを継ぎ、その勢の微弱なるに乗じて河内の敵兵を一掃せんとし、將軍義植に請ふて征伐の軍を起し、明応二年二月兵を河内に入れ政長は正覺寺に尚順は太田若林に陣した。然るに政長の盛名を猜んで細川政元は赤松則等を見方に引入れ、堺附近に於て政長黨の根来衆徒や紀伊國衆等を破り、閏四月二十四日一舉に政長の根拠正覺寺を攻圍せしめた。政長は大事終を見てその子尚順を紀伊に逃れさせた後自殺したのであつた。この時尚順は何歳であつたかといふと応仁後記には

政長ノ嫡子御兒丸ト申スハ三歳ノ時常德院殿ヨリ一字ヲ賜リ名ヲ尚順ト付ケ給テ 今年ハ十三歳一成リ給フガ 是モ同ジク籠城有シ一 政長ハ平トフ侍ヲ呼出シ御兒丸ヲモ招キ寄セ 此子ヲ汝ニ預ルゾ イカナル知慮ヲモ廻ラシテ此城ヲ落行カセ 再度當家開運ノ時ヲ待ベシ 云々

と出てあつて、足利季世記にも同じやうの事がかゝれてある。然るに拾芥記といふ本には、この正覺寺の戦の事について

明応二年二月十五日雨降 武家 義村 河内御陣立也 畠山右衛門佐死去 而子次郎 義豊の事也 微弱之間畠山左衛門督政長子尾張守申ニ御座ニ可退ニ治次郎一云々 家面目也 八幡取ニ御陣一 廿五日天晴 正覺寺江有ニ御陣替一 云々

後四月二十四日 河内正覺寺御落居 畠山父子没落 云々 正覺寺焼失

とあつて、尚順の事を尾張守とある事や、この時一方の將として戦つてゐることより考へても、その後紀州に入つてから間もなく旧部下を糾合して勢力をもり返し、和泉河内へ侵入するといふやうな活躍ぶりから見ても、どうも十三歳の少年であつたやうには思はれなかつた。在東京の郷土研究家上野俊次氏の研究によれば、大日本史料第八編所収の長興宿祢記に

文明七年十二月廿日 今日畠山左衛門督政長初男子誕生 公私人々參賀獻ニ馬太刀一細々通故也
と出てゐるとの事であり、また後法興院政家記には

文明十八年七月廿六日 畠山左衛門督次郎尚順今年十三歳 去十九日加首服 今度可供奉之由 細川執申処大樹無許容云々

といふ記事がありとの事故 正覺寺合戦の時は既に數年十九歳になつてゐた事になるので、足利季世記や応仁後記の十三歳とあるのは間違ひといふ事になる。

正覺寺の一敗後尚順が紀州に逃れたのは、父の忠実な後援者であつた根来衆徒や紀伊国衆に頼らんが爲であつた。同年七月には早くも紀伊一國を從活發なる回復運動を展開するに至つた。拾芥記には

明応七年八月二日天晴 畠山次郎少弼 義豐の子義英のこと 就河内没落 又今日河内入也 其勢纔三千許 畠山尾張

守打三取河内 三日於三木津辺 有合戦 次郎散々被三打散 引退 云々

明応八年十二月十六日 畠山尾張守入三天王寺之間 細川右京大夫爲三畠山次郎最負 相三下被官一之間 尾張守落三行紀伊國 遁世 云々

とあり、また二條寺主家記拔萃には

明応八年正月廿七日 畠山少弼殿於三河内伴坂 腹切云々 十二月十八日尾州没落也

とある。これは正覺寺の敗後幾年ならずして敵を破り、河内國を奪還したが天王寺の一戦に敗れて紀州へ退き 遁世したといふのである。応仁後記には

尾張守尚順は紀州廣ノ庄に隠レ居テ今年十八歳未ダ若冠ノ身ナレドモ剃髮ノ姿トナリトテ ト山入道ト号シケル 云々

とあり、足利季世記にも「尾張守尚慶十八歳ニテ出家シ道号ヲト山ト号シ云々」と出てゐるが、前述の通り文明七年の出生であるから、紀州へ退却の時は十八歳ではなくて廿五歳となるわけである。

ここに尚順遁世云々とあれど、之は武事をすてゝ世を逃れたといふのではなく、一時紀州へ退いて剃髪したといふに過ぎないことは、其の後尚順活動のあとを見ても明かである。今拾芥記のうちから尚順に関する記事を拾つて見ると

明応九年八月廿日 畠山尾張守自三紀伊國 於三和泉河内 畠山次郎 義英のこと 取合云々 然間細川京兆最負於次郎 下三向摂州 可三合力 之由有風聞 九月十五日天晴 尾張守攻三次郎城 之處 細川以三摂津軍勢 又困三尾張守軍勢 而相戦之處 自三城者 打出戦之條 尾張守舍弟石垣以下被レ伐 然間尾張守落三行紀伊國 云々

永正五年八月十一日 畠山尾張守入道居三住東福寺 申三室町殿

永正十年五月三日天晴 室町殿義尹 將軍義植のこと也 自三甲賀 還御也 兼日 細川 大内両宗兆 畠山尾張入道 細川右馬助等参三御迎 室町殿御歡樂 御中風之後滅 云々

全年八月廿四日 畠山尾張入道於三河内 畠山上總守 義英のこと 手合戦 上總守弟播磨被レ打云々 末三分明 之由有

三其沙汰 上總守引退在三和泉堺 云々 兩方手負死人及三四五百人 云々

また二條寺主家記拔萃には

明応九年八月廿八日 尾州出張 九月三日 河内タカヤ取向 九月十三日細川衆宗益高屋後結 尾州方退散 云々
次郎どの始め一家七人生捕誅也

永正三年正月二十九日 河州タカヤ城落畢

永正八年七月二日 河州合戦初め 明十三日尾州方没落筑前其他野尻以下打死 全廿四日 御入洛 即時没落 馬頭

ユサ口宗以下其外侍千余人討死了

ともあり、この間一時的に尚順義英の間に和議成立した事あつたとはいへ、両派の争は依然としてつゞけられ、互いに勝敗のあつたことが知られる。いろく尚順の事跡を調べて見ると、永正十年前後から数年間は尚順京師にあつて權勢を振つた時で、最得意の時代であつたといへやう。政長は人も知る如き名將であり、尚順もまた一偉材であつたと察せられる。南海通記の著者はト山を評して「只旦暮和泉 河内ノ本領ヲ恢復セン事ヲ謀ルトイストモ、良將ノ材ニアラザル故ニ大功ヲナスコトナシ」といつてゐるが、しかく斗口人であつたとおもはれない。

ト山の廣城に在るや、麾下の領將、殊に湯川氏や野辺氏などの畠山に背いた事は、幾度もあつた事と思はれるが、そのうち天文三年三月紀伊国の住人野辺六郎左衛門といふ者一揆を語らいて叛乱を起し、之に湯川氏一黨も加はつて大騒ぎとなり、ト山之を鎮圧せんとして勝たず淡路に落ちて客死したと云う事は、足利季世記や重編応仁記などの伝うる所である。然るに近頃上野俊次氏よりト山は淡路に於て、大永元年死亡したと云う記録が祐維記抄にあるとの示教を受けたので、直に大阪の圖書館に行つて調べたが判らない。そこで上野氏にその拔書をお願いせしに早速多くの關係資料の送付を忝うした。

それによると祐維記抄大永元年十一月朔日の記事の次に少し離れて列記せるうち、同月廿七日十一月か十二月か不明の条に

去十七日尾州於淡路国頓死云々 必定也 去年此説有之雖雜説也 云々

又二条寺主家記抜粹 大永二年八月十八日の条に

畠山ト山他界 口国にて死去也

とあり、両者一致しないが、後者は多分後日の記録であらうと考へられるし、大永元年十二月七日にはト山から長尾爲景に出した古文書にもあることだから、此の時はまだ生存中と思はれるので、これは大永元年十二月十七日に急死したものとすべきであらう。部下で將卒の叛乱については祐維記抄に

永世十七年八月 日ナシ 尾州内衆と被レ及ニ合戦ニ打負下人二三十人にて泉堺迄没落候と云々 仍廣ノ大將之事尾州御曹司河内ニ御座弟口口内衆との相定云々…… 尾州近年當国之林堂熊野衆以下に被出之及度々寺社領押領…… 併大明神之御罰云々

とあるにても明かであり、そして同地にて再起を計画中、その志空しく病氣にかゝつて急死したものであらう。

以上述べた通りト山の死は大永元年 永正十八年 十二月十七日の事と思はれるので、從來ト山の享年を五十五歳としてゐるのは間違ひで、之は文明七年生で大永元年歿となるので、四十八歳といふ事になる。

今堺市史を繙いて見ると細川澄元再舉の条 永正十七年八月の記事のうちで

尚順の部下内訌を生じたが尚順を伐つて勝たず。遂に紀伊廣城を棄て、堺に遁れたから、彼の部下は胥謀つて河内にあつた植長の弟を立て、廣城主とした云々。

とあつて、この点は祐維記抄のと同様であるが、同じ本の三好長慶執權の条に

尚順は大永二年八月淡路に於て客死し 其弟尚慶は廣城にをうたが 天文三年三月湯川直光等の襲撃を受けて 敗れて淡路に走り病死した云々

と出てゐる。私はまた確な記録を見ないけれども、多分天文三年にも湯川氏等の反乱があつたものと思はれる。併し乍らト山の歿落後廣城主となつたと云う尚慶と云う人物については、今のところはつきりした事が判らない。尚慶が淡路に走つて病死したと云うのは、余りにもト山の末路に似てあり之はト山の死と混同してゐるのではないかとの疑がない事はない。足利季世記には

政長御子尚順後に尚慶ト改名ス 法名ト山 政長ノ一子ナリ 其姉一人アリ 日野大納言内光ノ御台所ナリ 今ノ大納言晴光 遊佐河内守長教ノ内室ノ御母也 ト山子息アマタアリ 二三植長 其弟長経石垣大夫 其弟宮原政長氏 其弟伊豫守清照 其弟晴国 其弟政慶 女子アタアリ 云々

とある。足利季世記の記事は大体正確なやうに考へられるが、ここに尚順後に尚慶と改名するとあるのは、畠山系譜や堺市史などの記事と一致しない。

紀伊続風土記所載古文書之部を見ると、尚順判とせるものあればト山判とせるものもあり、又尚慶判とせるものもある。之によつて尚慶といふ人物の廣城主としてか、又は畠山の権力者として實在してゐたといふ事は確かであるが、それが尚順と異名同人であるか、別人であるかはその花押でも見ない限り、何れとも断定することが出来ない。畠山記には

永正四丁卯年九月尚慶公入道仕給ヒト山ト改メラレ子息弥三郎植長一高屋城ヲ守ラセ其身ハ紀州廣二隠居シ給フ 云々とあれど、畠山記といふものは多分後世の書で、往々流用出来ぬ記事があるから、尚順 尚慶を同一人とする証拠にはならないし、畠山家譜と云うものには尚慶を尚順の弟としてゐるやうであるが、これも信用程度はわからない。

日本外史にはト山の名を尚長としてあり、紀州畠山記とでもいふやうな古寫本には、ト山を尚慶として尚長はその子となつてゐる。

尚順の子には長経 一本長継 といふのがあり、尚慶 長経音相近く或は同一人ではないかとも考へられるが、これも單なる想像にすぎない。何れにしても尚慶といふのは、今の処疑問の人物といふ外なく、尚順 尚慶を同一人とすべきか 特別人とすべきか、特別人となれば尚順の弟であるか、または植長の弟であるかは、將來確實なる資料の発見をまつて決定するより外に方法がない。

山本主繕頭の最期について

天正十三年三月羽柴氏の軍勢が紀南地方に進撃した時、日高郡小松原の城主湯川直春は、牟婁郡市ノ瀬村龍松城主山本主繕頭等と協力して防戦につとめて互に勝敗あり、其後両者の間に和睦なり、翌十四年二月大和太納言秀長の居城たる郡山へ誘き出され、全年七月に至り湯川直春は郡山に於て毒害に遇ひ、山本主繕頭はまた藤堂高虎の居城粉河に於て殺され、その報郷里に伝はるや七月晦日残黨の蜂起なつたといふ。湯川記などの説に關して私は湯川彦右衛門覺書などにより、直春の病死説を主張した事があつた。

その後見た郷土關係のいろいろの記録を調べてゐるうちに、湯川記同様毒害せられたといふものもあれば、單に降参したとしてゐるものや、直春とその子丹波守とを混同してゐるなどまち／＼になつてゐて、其確實な史実としては何一つ見つからない。

ところが山本主繕に關しては大抵の記録、これも地方の記録で信用程度の不明のものであるが、藤堂高虎の誘致する所となつて殺されたとしたものが多いので、これに關する正確な史実をさがしもとめてゐたのであつた。近頃東京の上野俊次氏より多聞院日記の抜書と、それに対する同氏の見解とを寄せられて大に啓蒙せられる所あり、爰に漸く山本主繕頭の最期に關する正確なる史実と思はれるものをつきとめる事の出来たのは、大なる收穫と云はねばならぬ。

多聞院日記といふのは、興福寺の多聞院の僧英俊の書かれたもので、そのうちに次のやうに書かれてある。

天正十四年八月十四日……熊野牢人衆打出トテ宰相殿 秀長カ 紀伊國 今日出陣 云々
同年九月十四日……去九日於熊野合戦在之 宰相殿ノ衆数多討死 云々 又慥今日中坊源五郎見廻越了ト

同年九月十五日 …… 昨夕 市兵陣ヨリカエリ云々 伊藤掃部の一手悉死了 云々

同年九月十七日 …… 先陣 越衆飯了 悉以存分一屬頓而可有飯陣云々 尤珍重珍重

同年九月廿三日 …… 紀伊國屬存分宰相殿馬被入了 在に在京来廿六日禁中御讓アリト 云々

同年九月二十七日 …… 宇多郡伊藤掃部於紀州今度討死付其跡加藤作内 光泰 從関白殿被下了 伊藤跡は超昇寺の

分之被與了と

同年十月十五日 …… 繪所侍從高野山ヨリカエリトテ来語云フ …… (中略) …… 仰今度紀伊國ニテ討死伊藤掃部死

骸ヲ腹ワタラアケテ塩ヲシテ皮子ニ入レテ高野山へ上葬送在之 百石五十貫上了と 浅猿シ

く不便之次第也 一円名刹名聞ノ所行人間之妄執悲事哉

同年十一月四日 …… 今度紀州にて飯參之跡山ト本山三千許之大將也ト 云々 生害サセテ内衆以上十一歟首ヲ

カウニカケテ大安寺ノ東ノ道ニアリ飯參之上六不便ノ第一第一

同年十一月十日 …… 宰相殿 中納言に昇進 云々

前記の記事について上野氏は、熊野牢人衆打出とあるは、從來傳えられてゐる湯川 山本殘黨蜂起の事であり、伊藤掃部の討死と云ふのは紀伊統風土記山地の条に

山地弥大夫といふもの豊太閤南征の時 莊中宮代山の砦に籠り、是を拒みて寄手伊藤甲斐守を討取 云々

とあるのあたり、伊藤掃部といふのは大和宇多の領主で伊藤掃部介裕時であるとし、又生害させられた「山云ト本人」とあるは、山本主繕頭の事ならんといはれてゐる。なるほどよく、前後の記事から考へれば「山云ト本人」とあるは「山本ト云人」とすべきを、文字を上下に誤寫したものと見るより外なく、之は非常な卓説であり一大発見であると思ふ。今にして煮ると、彼の藤堂覺書に

紀伊國一揆大將山本なにがし 湯川直晴と申す者以上二人にて御座候。大納言殿より討手は青木紀伊守 青木下野 杉若 越後 和泉様右之衆 度々の御働に候得共二三年間敵さゝゑ居申候うちに、湯川はかうさんいたし候。山本は和泉様武略 をもつて御うちはたし、其外山本がせい三百討速御成敗被成 其後一揆しづまり申候事

とあるもあるも大体事実を傳てゐるものと見るべく、多聞院日記の記事とあれこれ考合せて見て、私が曩に天正十三年の戦で市ノ瀬附近で敗死したものであらうとしたのは間違ひであつた事はいふまでもないが、又湯川記などに天正十四年七月 湯川直春 山本主繕頭の両將が殺された爲に殘黨が蜂起したと云うのも事実でなく、七月に蜂起の結果山本主繕頭は生害せしめられたといふ事になるやうである。ここの処は山本主繕頭も湯川直春と同時に降参して郡山にゐるうちに、旧部下が蜂起して大騒動となり、その責任上自裁せしめられたと考へられない事もないが、前記十一月十四日の記事に「今度飯參の跡 云々」とあるのと、藤堂家覺書に「湯川はかうさんいたし候 山本は和泉様武略を以て御うちはたし云々」とあれば、湯川氏と同時に降参したものは思はれない。

想うに湯川飯順したために、その子丹波守は羽柴秀長の召抱る所となり、其被官の多くもそれく仕

官の途を得たのであるが、山本氏の方は最後まで抗戦して羽柴勢の破る所となり、一時熊野の奥に屏息してゐたが上方勢の手薄となれるのを見て、翌十四年七月に至り山路氏等としめし合せて再舉をはかり、之が單に泊城襲撃といふようなあつ氣ないものではなく、もつともつと大なる騒動となり、八月廿八日にはわざ／＼大和郡山から軍勢をくり出すといふ有様で、九月九日には山地方面で相當の激戦もあつて、羽柴方の武將伊藤掃部をはじめ多数將卒の討死となつたが、其後藤堂勢の出馬によつて漸く鎮圧する所となり、山本主膳頭は其の時に飯順して郡山に入つたものゝ、翌年十一月はじめに至つて遂に詰腹を切らせられ、部下拾数人のものと共に大安寺 郡山にある大寺 附近にて梟首せられたといふのが、実相であるかのやうに表られるのである。

かくして南朝以来忠勲の名家山本氏も、茲に滅亡するに至つたことは誠に惜しむべき至りである。

（附言） 本稿を草するに當り有益なる示教を忝うせし上野俊次氏と、貴重なる多数の文献を貸與せられた中根七郎氏 森彦太郎氏 芝口常楠氏等に感謝の意を表します。

昭和十五年十月廿五日発行

大阪市外曾根

宇井 縫 藏

二十部印刷（非賣品）

龍水
隨筆

續南紀史叢考

（草案第四集）

目 次

諸文献に現はれたる熊野湛増	67
一、湛増の従者叡山の僧と争う	67
二、藤原経房卿の熊野詣と湛増の斡旋	67
三、湛増近郷近国を侵掠す	68
四、湛増源氏に加担する	69
五、源氏叛徒の追討成らず	70
六、熊野法眼行命平家方として戦ふ	70
七、屋島壇ノ浦の合戦に於ける湛増の功績	71
八、丹後侍従忠房湯浅城に入る	71
九、湛増源頼朝の気色を損ず	72
十、熊野別當より源頼家に甲を献ず	72
藤原秀衡の熊野詣と継櫻の伝説について	72
三、島山ト山の没年について訂正	77

龍水 隨筆 續南紀史叢考（草案第四集）

諸文献に現われたる熊野湛増

熊野湛増は別當湛快の子で、熊野別當中の傑物といはれた長快の孫にあたる。田辺に居住して熊野別當に補せられ熊野三山を支配したもので、歴代の別當中傑出せる偉材である。茲に私の目に觸れた諸文献中の湛増について少しく述べてみたい。

一、湛増の從者叡山の僧と爭ふ

王葉 承安二年八月十三日の条に

今曉山僧五六十人許下ニ向祇陀林寺辺一 件寺別當家散々打破飯昇了 云々 此事根元熊野別當湛快子 法眼湛宗之從者 與ニ山僧一去七日有ニ濫行事一 云々 山僧一兩 被ニ殺害一了 依ニ此事一自ニ公家一召湛之從者一 給ニ檢非違使一了 其後山僧等猶爲ニ報益一俄下向 欲レ代ニ湛増一之間誤破ニ他人之家一了 嗚呼之極也 此事大衆等不レ知 下法師原所爲 云々 或云 依ニ此事一自ニ公家一山僧等被レ召ニ下手一 云々

此記事中湛快の子法眼湛宗とあるは、いふまでもなく湛増の事である。

二、藤原経房卿の熊野詣と湛増の幹旋

藤原経房は養和 壽永の間參議に任じ、後正二位權大納言に至つた人で、承安四年九月に熊野詣をなし可なり委しい記録をその日録たる吉記に残されてゐる。それによると経房はその年九月廿一日に京都を出発し、天王寺 和泉 国府 信達 勢多 湯淺 高家 切目と泊りを重ねて、廿八日には田辺に着いてゐる。湛増とは昵懇の間柄であつたと見え、その道中のことについていろいろ幹旋につとめてゐる。即九月十六日熊野精進中の記事のうちに

細馬一匹并甲冑色革撞樺類等 色目 在別 送レ熊野權別當湛増ニ許一 近日在郷之故也 本宮師也 以ニ史基兼一爲レ便 殊有ニ感悦之報一

廿七日辛亥晴 殆如レ春 遅明進発 於ニ塩屋一晝養 申刻参レ着切目王子行ニ里神樂一 止ニ宿同社以東一權別東湛増儲宿所并雜事一 云々
廿八日壬子晴 於ニ三鍋海福寺一 有ニ晝養一浴ニ塩水一 申斜着ニ田辺湛僧法眼坊一 云々
廿九日癸丑 臨レ夕時雨屢屢下於ニ石田一瀬一晝養申斜着ニ瀧尻湯屋一權別當送ニ雜事一 云々
三十日甲寅 自レ夜雷雨 上下着レ蓑還致ニ信心之謀一也 天漸曙進発 詣ニ瀧尻王子一奉幣 経供養如レ例 畧 於ニ高家

小宅一補飢 干時雨休雲收申刻着ニ近露一 湛僧法眼房雜事等如ニ昨日一

之等の記事によつて、承安四年九月十六日比には湛増入洛中であつた事が判るし、廿八日には湛増の坊舎に宿泊してゐるやうだから、その比湛増が田辺に居住してゐて、切目瀧尻近露などに於て、何んと行届いた世話をしてゐることが知られる。野中以後の記事は惜しいかな散逸して傳はらない。またその比湛増は權別當であり法眼であつたことも確認せられるわけである。

序に湯淺宗重との關係はどうかと云うと、次のやうに出てゐる。

九月廿日甲辰 湯淺宗重法師來 自ニ去比ニ在京 云々 斗薨之時毎度給ニ馬一疋一仍雖レ無ニ差勤一存レ例給了 引ニ與栗毛馬一疋一再拝飯了

廿五日の条に 昏黒 湯淺入道當石垣并廣莊送ニ雜事一 又宗重法師送ニ菓子雜菜一

三、湛増近郷近国を侵掠す

玉葉

治承安四年九月四日の條に

傳聞 權別當熊野湛増謀反 焼ニ拂其弟湛覺城及所領一 人宇数千宇 鹿瀬以南併掠領了

十一月一日の条に 又聞 熊野湛僧弥乘レ勝 云々

治承五年正月十一日の条に

傳聞熊野辺武勇之者等五十艘許 打ニ入伊勢国一射ニ取官兵三百余人一猶居ニ住国内一 此事去四月事云々 仍明日ニ給ニ宣旨於伊勢国一起ニ国内之勢ニ可レ追ニ拂彼惡徒一之由 云々

二月十七日の条に

傳聞 熊野法師原焼ニ拂阿波国一 追ニ捕在家雜物資材米穀等之類一 不レ遺ニ一物一搜取了

百鍊抄 治承四年十月六日の条に

熊野別當湛増謀反 抑ニ彼山住等一可ニ追討一之由宣下

按ずるに、ここに別當湛増とあるは權別當とすべきもの。彼山常住等とあるは時の熊野別當範智等をいふのであらう。この範智は最後まで平家方として抗戦したことは後に述べる。

東鏡

治承五年正月五日の条に

今日熊野山衆徒等競ニ集千件国 伊勢 国菜切島一 襲ニ攻江四郎一之間郎從多被レ疵敗死 云々

全月廿一日の条に

熊野山惡徒等去五日以後乱ニ入伊勢志摩兩國一合戦及ニ度々一至三千十九日ニ七浦ヶ所皆悉追ニ補民屋一 平家々人爲レ彼或捨ニ要要之地ニ逃亡或伏誅又被疵之間弥乘レ勝 今日焼ニ拂ニ見浦人家一 下畧

三月六日の条に

大中臣能親自伊勢國一通三書狀於中維平之許一 是去正月十九日号ニ熊野山湛増之從類ニ濫ニ入伊勢宮ニ鑽ニ破御殿ニ犯ニ用神宝（下畧）

之等の記事によると、湛増一味のものが国内にては鹿瀬以南を掠領し、東は志摩 伊勢兩國に乱入し、西は遠く海を隔てゝ阿波國をもお侵して、暴掠の限りを盡せるものごとく、以て湛増の實力の如何に強大なりしかを察することが出来る。其弟湛覺との争は前々よりつゞいてゐたやうで、仁和寺諸記抄と云うものには、治承三年十月比湛増が湛覺を殺さんと謀つた爲、誣出たといふ事が出てゐる。

四、湛増源氏に加担す

治承四年四月高倉宮以仁王が一度平家討伐の令旨を下さるゝや、各地に雌伏せる源氏は一時に蜂起し、ここに源兵合戦の幕は切つておとされた。機を見るに敏なる湛増は徒らに拱手傍觀してゐるやうな風物ではない。平家重恩の身とは云々一家の安危にはかゝられない。かくて湛増は起ち上がった。彼が国内は云うに及ばず、近国までも侵略せる傍若無人の横暴振りは、之によつて自己の領域を拡め、自己の勢力を伸ばし、以て源氏に呼應して起つ準備行動であつたとしか考へられない。然して養和元年 治承五年七月十四日改元、九月比になつていよく態度を明にするに至つた。

玉葉 養和元年九月六日の条に

傳聞 熊野權別當湛増赴坂東了 云々
全月九日の条に

傳聞 此事一昨日所聞忘今日記之 熊野湛増僧附ニ使人一進ニ書札於院一 是雖向ニ関東一全非ニ謀反之儀一奉ニ爲公一不レ可レ有ニ僻事一 云々 此甲狀不審尤多歟

ここに関東に向うとか赴三板東とかあるのは、関東に行くと云うことではなく、源氏に加担するといふ意であるのは云うまでもない。

源平盛衰記一本 熊野新宮軍事の条に

爰に熊野別當湛増は平家重恩の身なりしが何とかして聞出しけん。新宮十郎義盛 後行家と改む。こそ高倉の令旨賜て既に謀反を起すなれ。那智新宮の者共は定て源氏の方人をぞせんずらん。湛増は平家の恩を天山に蒙りたれば、争でか背奉るべき矢一射懸て、其後都 仔細を申さんとして混雑一千余人新宮湊へ発向す。新宮には鳥井法眼 高坊法眼 侍には宇井 鈴木 水屋 亀甲、那智には執行法眼以下都合其勢千五百余人関作り。矢合して源氏の方には兎こそ射れ、平家の方には角こそ射れと、互に矢叫びの声の退転もなく、鎬の鳴止隙もなく、三日が程こそ戦たれ。されども大江法眼湛増は家郎黨多く討せ、我身手負辛き命生つゝ泣々本宮こそ飯上りけれ。湛増飛脚を以て高倉宮御謀反の由都に披露あり下畧。

とあつて、この時湛増は平家方の大將として新宮那智の源氏方と一戦を交へたことになつてゐるが、この

記事は頗る怪しい。元来源兵盛衰記の記事は後々の人が書加た事項多く、その記事は幾通りにもなつてゐて、大江法眼湛増としてゐるものもあれば、單に大江法眼と書いてゐるものも少なくない。果たしてこゝう云う合戦があつたとすれば、平家方の大江法眼とあるのは湛増でなくて、熊野別當範智かその一派の者でなければならぬ。そして新宮那智の源氏方を湛増一味の者とした方が、前記文献の史実に符合するやうである。私は源平盛衰記諸本中大江法眼湛増とせる、この湛増の二字は後人の竄入と認めてゐる。

五、熊野叛徒の追討成らず

百。鍊抄。養和元年十月十六日の条に

加賀守盛_レ爲下_二向紀伊国_一 爲_レ追_二討熊野凶黨_一 彼山常住者致_二謀叛_一之故也

玉葉

養和元年九月廿八日の条に

傳聞 熊野法師原一同反了 切_二塞鹿瀬山_一因之 頼盛爲_二追討使_一可_二下向_一之由 被_二仰下_一又紀伊国爲_二彼郷知行

又高野御山聊有_二騒動_一源氏武士少々籠_二彼山_一

十月十四日の条に

頼盛卿可_レ下_二向紀伊国_一 云々

十月十日の条に

頼盛卿息二人可_レ襲_二熊野方_一 前幕下敦盛 頼盛 経盛等可_レ護_二洛中_一

十月十六日の条に

追討使等可_二下向_一云々 而延引 來十六日云々

かくして追討使發遣の件も延引に延引を重ねて、遂に進発の記事がない。結局力及ばずるに至らなかつたものらしい。

六、熊野法眼行命平家方として戦ふ

湛増一味のものが源氏方として活躍してゐる時 最後まで平家方として頑張つたものに熊野法眼行命といふものがある。

玉葉 養和元年十月十一日条に

傳聞 熊野行命法眼 掠_二南法眼_一熊野輩之中只一人 有_レ志_二於官軍_一者也 欲_二上洛_一之間散々被_二伐落_一了 僅雖_レ存_二身命_一子息郎從不_レ殘_二一人_一被伐取了 其身雖_レ交_二山中_一安否猶不_レ定 云々 是云_二志賀在廳之者所爲_一云々 於_レ今者 熊野方一切無_二異途_一 一統了

東鏡 元暦二年四月長門壇ノ浦の戦後義経より鎌倉 報告のうち 生虜人々の中に「僧法眼行明 常陸」

とし、また文治五年五月十七日召返流人の中に「前法眼行命 熊野前別當常陸国」とある。熊野別當代々次第といふ古文書にはこの行命法眼といふのが、その比の熊野別當範智の別名になっている。

七、屋島壇ノ浦の合戦に於ける湛増の功績

平家物語 壇の浦合戦の事の条に

ここに紀伊の国の住人熊野の別當湛増は、平家重恩の身なりしが、忽に心がはりして平家や参らぬ源氏へや参らんと思ひけるが、先づ田辺の新熊野に七日参籠し御神樂を奏して權現祈請申しければ、只白旗につけとの御託宣ありしかども、猶疑をなし参らせて白き鶏七つ、赤き鶏七つ、是を以て權現の御前にて勝負をせさせけるに、赤き鶏一つも勝たず皆負けてぞ逃げにける。さてこそ源氏は参らんとは思ひ定めける。さる程に一門の者ども相催し都合其勢二千余人二百余艘の兵船に取り乗り、若王子の御正躰を船に載せ参らせ、旗の横紙には金剛童子を書き奉りて壇ノ浦寄するを見て、源氏も平家も共に拜し奉る。されども此船源氏の友行きければ、平家興さめてぞ見られける。

これによれば湛増が元暦二年三月の屋島壇の浦合戦の時、はじめて源氏に参加の態度をきめたようであるが、之は大きな誤りである。

東鏡

元暦二年二月二十一日の条に

平家戰ニ于讚岐国志度道場ニ延尉引ニ八十騎兵ニ追到ニ彼所ヘ中畧 義經主既渡ニ阿波国ニ熊野別當湛増 爲合ニ力源氏ニ

同渡之由 今日風ニ聞洛中ニ云々

三月九日の条に

次熊野別當湛増依ニ延尉引汲ニ承ニ追討使ニ去渡ニ讚岐国ニ今又可レ入ニ九国ニ之由 有ニ其間ヘ下畧

これは義經の懇請によつて、湛増が熊野の軍勢を率ゐて義經の軍勢に合力し、所謂共同戦線に立つた事を示すもので、この時はじめて源氏に应じて起こつたと見るべきでない。湛増が熊野の水軍を率ゐて義經の軍に参加したといふ事は、全く水軍を持たなかつた源氏にとつては非常な強みであつて、源平両軍の勝敗は実に熊野水軍の向背によつて決せられたものといつてよい。この意味に於て源氏方にとつての湛増の功績は非常に大きい。

八、丹後侍従忠房湯淺城に入る

小松重盛の季子丹後侍従忠房が屋島の戦場より遁れて湯淺宗重を頼り湯淺城に入つたとき、湛増は鎌倉の命によつて之を攻めたといふこと源平盛衰記に出てゐる。然しこの間の消息を確認すべき史実はまだ見つかからない。即ち源平盛衰記一本に

忠房は八島の軍より落ちて行末も知らずおはせしが、宗重を憑て城にぞ籠られける。是を聞て平家に志思ける盛繼 忠光

景清 景家以下の兵共付奉の由聞しかば、伊賀 伊勢両国の住人等我もくと馳集る。究竟の者共数百騎桶籠りたるの由聞えしかば、熊野別當鎌倉殿より仰せを蒙りて両三月が間八箇度寄て攻戦ふ。城内の兵共命を惜まず防ければ、毎度に味方追散され、熊野法師数を盡して討れにけり。熊野別當鎌倉殿、飛脚を奉て當国湯浅合戦の事、両三月が間八箇月寄て攻戦、されども城内の兵共命を惜まず防ぐ間、毎度逐落され敵をせたぐるに及ばず。近国二三箇国をも捨て攻おとすべきの由申たりければ、鎌倉殿其条国の費入の煩なるべし、桶籠所の凶徒は定て海山の盗人にてあらん。山賊、海賊きびしう守落して城口を固て守るべしとぞ宣ける。其定にしたりければ、實にも後に人一人もなかりけり。鎌倉殿謀に小松殿の君達の一人も生残り給たらんをば扶け奉るべし。其故は池禪尼の使として頼朝を流罪に申宥られしは、偏に彼内府の芳恩なりしと宣ければ、丹後侍従六波羅、出て名乗れけり。聽て関東、下奉り、即鎌倉殿対面して都、御上り候、片辺に思當て進らす事候とてすかし上せ奉り、追様に人を上せて勢多橋の辺にて切てけり。

按ずるに忠房の宗城を頼りて湯浅城に入れるとき、源頼朝は利を以て宗重を誘ひ、忠房をすかして降参せしめたのでらう。

東鑑 文治九年十二月十七日の条に「小松内府息丹後侍従忠房、後藤兵衛尉基清預之、云々」とあり、又吉記 十二月の目録に「十六日忠房切首之事」とあれば、忠房の最後は源平盛衰記の記事に符号するやうである。

九、湛増源頼朝の気色を損ず

東鑑 文治三年九月二十日の条に次のやうに出てゐる。

熊野別當法印湛増使者、永禪 参着干関東、叙法印之處、末啓子細、恐思之由也。以此次、相副卷数、献稜三千端、^{ハタダ}是太背ニ御意、云々。仰日於ニ神社佛寺、寄進庄園、事皆所奉ニ佛神也。全不充ニ別當神主恩顧、如然物者施ニ與件輩之条、中心之所志也。然者爲レ酬ニ何事、還可レ及ニ進物、乎更不レ可有ニ領納之儀、一者則被レ返ニ下使者、云々

十、熊野別當より源頼家に甲を献ず

東鑑 建久六年五月十七日の条に

熊野別當献ニ御甲於若公御方、將軍家有ニ御対面、殊令レ喜給、云々

熊野別當代々次第によると、湛増は建久五年五月八日六十九歳にて入滅となつてゐるから、建久六年はなほ湛増が別當在職中の事と思ふ。尚同古文書に湛増の別當補佐は文治三年で治山十三年といふことになつてゐるが、既記東鑑元暦二年二月の記事中に熊野別當湛増とある故、前別當範智の没落後、即ち養和、壽永の比に補任せられたものでないかと考へられ、他日の考証を待つ事としたい。

藤原秀衡の熊野詣と継櫻の伝説について

熊野三所權現が佛教修行の道場として、はたまた靈驗あらたかなる靈社として、上はやんごとなき方々より一般衆庶に到るまで、その渴仰御飯依のあまりに所謂御熊野詣といつて、陸続相つぐに至つたのは平安朝の初期の比よりであつて、別けてもその末期たる院政時代に於ては其頂点に達したと云やう。かくて熊野信仰の風潮の盛なる貴賤僧俗男女の別なく、誰もがせめて一生のうちに一度は御熊野詣をしてみたいといふ念願を抱いてゐたらしい事が察せられる。近くは京城の地より、遠くは九州奥羽のはての人をして海山千里の峻坂難路を踏破せしめ、正證正殿前にぬかづいて随喜の涙にくれしめた。その信仰の熱情こそ眞に驚くべく尊ぶべきものがある。彼の奥羽の藤原秀衡が熊野詣をされたといふことは、今も熊野地方に幾多の伝説を遺してゐる。今その事について少しく検討を加へてみたい。

紀伊続風土記 牟婁郡芝村 今西牟婁郡栗栖川村の内 瀧尻五鉢王子の条に

境内の山上を劔の山といふ 山腹に岩穴あり 深さ三間 横二間計傳 云う 古奥州の秀衡妻を携て熊野に参詣す 其妻臨月なり 此地に至り産の氣あり 人家なきを以て此岩岨の内に入りて三郎を産む その時立願して安産を得たり 因て七堂伽藍を道営して 諸経並に武具等を其堂中に納しといふ 因りて其堂を秀衡堂と号す 中略 神宝に小太刀長さ九寸・矢根 鈴の三品あり 秀衡の奉納する所といふ 三種とも古色あり 云々

野中村 今西牟婁郡近野村の内也 繼櫻王子の条に

社前に櫻樹あり 秀衡櫻といふ また繼櫻といふ 古奥州の秀衡夫妻熊野参詣の時劔山の窟にて出産し その子をそこに おきて参詣す 此処にて櫻を手折り戯に祝していふ 吾子恙なく成育せば此櫻も香盛なるべしとて 下向の時見るに其櫻よく成長し幼き子も恙なかりしより その櫻を接櫻又秀衡櫻といふといひ伝たり

また泉州の出身にして壯歲紀州古座に居住して医を業とし、傍ら弟子を教て傍ら熊野の文化に少からぬ貢献をしたといはれる玉川玄龍翁 竹内養洗ともいふ 文化十年五月歿の大著熊野巡覽記には 瀧尻王子の条に

そは秀衡建立の地なり 小社数多有 秀衡夫妻熊野 参詣せしとき 秀衡の室此所にて平産ありしかば 悦の余り藤家代々の宝劔を此社に奉納せし故 劔宮とも云傳ふ

野中村の条に

長き在所也 此所野長瀬七郎が屋敷趾有 庄司屋敷ともいふ 中程過ぎて奥州秀衡の植給ひしとて繼櫻といふ名木有 此所に繼櫻王子御座

元禄比の作と思はれる紀州史略といふ寫本の劔山の条に

山下^二有^三五鉢王子社^一相伝^フ秀衡詣^ニ熊野^一之時建^ツ奮^モ有^ニ雄劔三柄金子法華經大般若經先翁^ノ假面^ニ悉徴二千兵火^一 風狂子の南紀歩行記といふものに

繼櫻伝に云 奥州秀衡の内室熊野参詣の時 野中村より西四里芝村瀧ノ尻と云処に岩窟あり、この窟にて男子 秀信とや

云を平産あり 産み捨て置き三山へ参詣ありしに此所野中村也に楠の木根あり 此の楠根に桜の枝を指せ玉ひて
此子下向致すまで息災にあらばつけよとて指せ 扱て下向の時見玉ば心よくつきて有りける 扱ては息災にて生きて有
けると思召彼の窟に飯り見給ふに 息災にて窟の外に熊二匹抱きて守護してありけるとなり 依れ此桜を秀衡の接桜と云
なり 昔の木は枯れたり 寛永の末の頃前君南龍院殿の御意を以て新に木を栽たり 今は繁茂して又大木となる 名木
なり
などあつて何れも大同小異といつてよい。

私はまだ秀衡の熊野参詣に関して確かなる史実を見出得ない。併しながら秀衡の居城平泉には平泉には
秀衡の建立せられたと思はれる今熊野のといふのがあり、又熊野別當職を置かれてゐた事は東鑑にも見
えるので、秀衡の熊野權現に対する信仰心の厚かつた事も察知せられるから、秀衡の熊野参詣は事実で
あつたものとみてよいと思ふ。併し南紀歩行記にある如く、生れた子が野獸によつて哺育せられたといふ
ような事の荒唐無稽の説である事は今更いふまでもない。今假に伝へられる如く秀衡の妻が瀧尻にて産
んだ子が秀衡の弟にあたる泉三郎忠衡のことであるとすれば
東鑑 文治五年六月廿六日の条に

奥州有^二兵革^一 秦衡誅^二弟泉三郎忠衡^一 年廿三 是同^二意豫州^一 之間依^レ有^二宣下旨^一也 云々
とあるから、秀衡の熊野詣では文治五年より廿三年前の事で、即ち仁安三年といふ事になる。因にいふ、
東鑑によれば、秀衡の子としては嫡男国衡 次男泰衡 三男忠衡 四男高衡の名が判る。而して泰衡の母
は前民部少輔基成の女とあれど、之が泉三郎の母でもあるかどうかは判らない。
また高野山古文書に

一切経五千余卷以紺紙金銀泥令書寫誼此経額納佛法弘通之靈地于再高野山金剛峯寺者大師入場之靈窟密宗興隆之精舍
也 令寄進所也 聞説 佛種縦縁生云々 依此功德結現當二世之善果殊一家繁昌御祈念所希也 者爲香華料當国石川
庄永代令寄進者也 依状如件

承安二年三月二日

秀衡

金剛峯寺僧中

といふのがある。之はその比、秀衡が高野山に参詣せられ一切経や庄園を寄進して、一家の安泰を祈願せ
られたものと思はれる。遠い奥州のはてからの事であるから、さう幾度も紀州へ来られたものとは考へら
れないので、多分高野山に参詣したときに熊野参詣も遂げられたものと想像する事も出来る。
東鑑 文治三年十月二十九日の条に

今日秀衡入道於^二陸奥国平泉館^一卒去 日來重病依^レ少^レ恃 其時以^二前伊豫守義顯^一爲^二大將軍^一可^レ令^二国務^一之由 令^レ

遺言男泰衡以下一云々

また玉葉 文治四年正月九日の条に

或人云 九十月之比義顯在ニ奥州一秀衡穩而置レ之 即十月二十九日秀衡死去 之剋爲ニ兄弟和融一兄他腹之嫡男也弟當腹太郎也云々 以ニ他腹嫡男一令レ娶ニ當時之妻ニ云々 各不レ可レ有ニ異心一之由 令レ書ニ祭文一了 又義顯同令レ書ニ祭文一以義顯ニ爲ニ主君一兩人可ニ給仕一之由有ニ遺言一仍三人一味廻下可レ襲ニ賴朝一之等策上云々

とある。高野山一切経等を寄進した承安二年は、秀衡卒去の文治三年を遡ること十四年前であり、泉三郎出生の仁安三年はそれよりなほ四年前にあたる。何れにしても秀衡が元氣旺盛の年輩であつたやうである。

かくの如く秀衡が熊野や高野山に詣でて、一家の繁昌安泰を祈願せられたにもかゝらず、猜疑心深くして残忍なる源賴朝にかゝつてはかなわなない。秀衡の嗣子泰衡その時三十五歳が亡父の遺志にそむいて、文治五年閏四月三十日には其の主君ともいふべき源義経を衣川館に襲ひて之を殺し、その上自分の弟泉三郎忠衡をも犠牲として恭順の意を表し只管一家の無事を願つたにも拘らず、文治五年九月に至つて討滅され、清衡以来栄華を誇つた平泉館も一片の煙と化して仕舞つた、誠に哀むべき事である。

因にいふ、ここに前伊豫守義顯とあるは云ふまでもなく源義経の事であつて、之は時の関白太政大臣藤原兼実の男三位中將良経と同名であるのを忌み、朝廷に於て勝手に義経の名を改めて初め義行とし、後また義顯とかへたものである。

つぎに継櫻については、これまでの伝説の非常な妄説である事を指摘したい。私は前々より單に秀衡が地に挿して生長したものを、何故継櫻といふのかどうもおかしいと思つてゐた。その後風狂子の南紀歩行記を見るに及んで、楠の根にさしおける櫻の成長したとあるのを見て、継櫻の名としてやゝ肯定し得られるやうに思つたが、それでも楠の根にさしおけるものが成長せりといふのは理屈に合はないやうに考へてゐたのであつた。

然るに近ごろ色々紀州資料を蒐集してゐるうち、圖らずも中右記に於てその筆者中御門宗忠卿が天仁二年十月に熊野詣をせられた時の詳しい記録のうち、十月廿四日の条に

天明之後出ニ宿所一陰雲四合 雨脚殊甚 此曉不レ浴レ水 過ニ重点一(所名 過ニ多知大坂一此坂中有ニ大樹蛇形懸一伝昔女人化成云々 有ニ田来谷一超ニ小山一出野渡ニ近津湯川一祓 参ニ近津湯王子一奉幣 行一町許畫養 此間雨脚甚盛 早出ニ此処一過ニ蘇波々多一渡ニ仲野川一出野渡ニ大卧木爲レ橋一道左辺有ニ続桜一(本檜木也誠希者也 又渡ニ仲野川一数度西刻留ニ仲野川假屋一晩頭天頗晴雨又止

とあるのを見て、ここにはじめて千年の謎を解き得たかの感をする。

中御門宗忠の熊野参詣せられた天仁二年といふのは、秀衡卒去の文治三年に先だつ事實に七十八年であつて、その比既に野中の継櫻が希有の名木として知られてゐたとすれば、之を秀衡に結びつけていふ事の不當なはいふまでもない。

今中右記の記録によつて考へてみると、これは檜の株より桜の生えたものゝやうである。檜の台木に桜の穂を接ぐといふことは理論上出来得べき事でないから、恐らく檜の老樹の空洞になつた処に桜の苗木を植ゑて成長せしめたものか、或は偶然に桜の種子がそんな処にこぼれ落ちて発芽成長し、それが丁度檜の木から桜の枝を出したようにみえたのであらうと思ふ。かう云う具合に一つの株から別種の木が成長して珍木と呼ばれてゐる事は、今でも往々見受けられる事である。

天をつくばかりの檜の大木の幹から桜の枝をむらがり出し、雲と見まがまふばかりに咲き乱れたるさま如何ばかりか、道行く旅人の目を驚かした事であらう。併しかゝる稀有の名木も遠き昔に枯れはてゝ、今はたゞ無稽の伝説のみ残されてゐるのである。

最後に少しく王朝時代の熊野参詣の古道について回顧してみたい。田辺から汐見峠を越えて栗栖川へ出る。所謂中辺路街道の出来たのは後世の事であつて、その比は田辺から秋津王子や万呂王子を過ぎ、三栖山を越えて待ち来つるといふ、西行の歌で知られた八上王子に詣で、少し進めば岩田河畔の稲葉王子である。

後鳥羽院御製

いはだ川谷の雲間にむら消えて　とゞむる駒のこゑもほのかに

岩田川に沿ふてのぼり、一の瀬　鮎川などの里をすぎ、幾度かその川をがち渉りして進むこと二里あまり、石舟川の本流に落ち合う所へ達する。ここが即ち瀧尻である。別に瀧があるわけではないが、急流岩に激する処でこの名がある。藤原定家の歌

瀧川のひゞきはいそぐ旅のいほを　しづかに過るふゆの月かげ

そこから少しく石舟川に沿ふて進み、けはしい坂路をのぼりつめると、そこが高原といふところである。因幡守通方のうた

高原や峯より出月かげは　千年の松をてらすなりけり

十丈峠や大坂峠などいふ長いけはしい山坂を越えると近露出る。それより一里あまりにして野中に達する。そこに所謂継櫻があるのである。

なほ中右記の記事中に重點とあるのは疑問の地名である。この重點といふのは建仁元年の御幸記などに

も見える。併し此の地方にはこれに似た地名がない。私はかつて西国三十三所名所圖会に重熙王子とあるのを見て、これあるかなと思つた。併しこれもシゲテルとよむのではなく、チウゼウとよんで十丈峠の事とせば、その道順にもよく合ふやうである。又柚多和とあるのは湯が多和といふ近野村の内の小名で、大坂は大坂峠、近津湯は近露のことである。田来谷は瀧谷で蘇波々多は蕎麥畑とでもいふのかとおもう。「此坂中有大樹蛇形懸傳昔女人化成云々」とあるのは清姫伝説の先駒として、その片鱗を現したものとみるべきかとも思ふ。

畠山ト山の歿年について訂正

前集に於てト山の歿年を大永元年十二月十七日としたが、その後いろ／＼調べてゆくうちに、さきに引用した祐雜記抄には肝心のところに脱文があることがわかつた。続々群書類従所収の一本には明らかに、大永二年八月二十七日の条に

去十七日尾州於淡国瀕死云々下畧

とあり、大体二條寺主家記抜粹の記事と一致するので、ト山の卒去は大永二年八月二十七日又は十六日とするのが正しいやうである。

（附言）

本集を出すにあたり、中根七郎氏より御秘藏の文献をお貸し下さつた事と、上野俊次氏が印刷用紙の入手につき御配慮下さつた事に対し深く御礼申し上げます。

昭和十七年十月五日 非売品

大阪市外曾根

宇井 縫藏

龍水
隨筆

續南紀史叢考

（草案第五集）

目次

花山法皇の那智山御参籠	80
熊野別當補佐と僧綱叙任	84
紀伊国勢門庄訴訟の事	87

龍水 隨筆 續南紀史叢考（草案第五集）

花山法皇的那智山御參籠

花山法皇の那智山御參籠の御事は、よく人口に膾炙してゐるが、御幸の年月については未だ確かなる史実を見出され得ない。紀伊続風土記の熊野御幸度数の考定は非常に正確であるといはれ、それによると花山法皇御幸は

寛和二年（榮華物語） 正暦二年（粉河寺縁起）

の二度とあて、今日にてもこれ以上の事はわからない。

法皇の御出家遊ばされたのは寛和二年六月二十二日のことで、その年の冬御幸あらせられたやうである。榮華物語さまゝのよろこびの条 寛和三年三月比の記事に次のやうに書かれてゐる。

かの花山院は去年の冬山にて御受戒せさせ給ひて、その後熊野にまゐらせ給ひてまだ飯らせ給はさんなり。いかでかゝる御ありきをしなはらせ給ひけんと、あさまじう哀にかたじけなかりける。御すくせと見えたり。

正暦二年の御幸については、粉河寺縁起花山法皇御幸の条に

法皇は冷泉院の第一の皇子なり。十善の位を遁れて三明の道を求給ふ。正暦二年の冬熊野山より御下向の次に當寺に御参詣あり、扈從の人々は入道民部卿能俊 入道左大辨惟成 三井寺元清阿闍梨なり。法皇御負を懸て入おはします。

本礼堂にして御通夜ありけるに三千三百世三返の礼拝を成し給て、御詞には南無慚愧懺悔六根罪障過現所犯一時消滅とぞ聞ける。翌日に別當暁等を御先達にて鎮守二社に参おはします。次に御堂の内陣にして御經供養あり、千手觀音經とぞ御導師は當寺妙南寺の暁明阿闍梨にて奉仕しける。御念珠と御扇を賜けり。元清阿闍梨奉仰て東礼堂の乾角に小札を懸て、南無自然以出現觀世音無垢清淨光惠日破諸闇と書せられたりけるとかや。又和歌ありけり

昔よりかぜにしられぬ燈の 光にはるゝ長夜のやみ

又榮華物語 見はてぬ夢の条 正暦二年比の記事に

花山院所々にあくがれあり、かせ給ひて熊野道に御心地惱しう思されけるに、あまのしほやくを御覽じて

たびの空よはの煙とのぼりなば あまのもしほ火たくかみやみん

とのたまはせける。旅のほどにかやうの事おほくいひ集めさせ給れど、はかはかしき人し御供になかりければ皆忘れにれり。とある。

山。城。名。勝。誌。によると、この寺はもと尚侍藤原淑子（宇多天皇後宮）の建立、その後退転し旧跡は鹿谷村にあるやうに出てゐる。その桜の名所であつたことは千載和歌集に

かしらおろして後東山の花見ありき侍りけるに 円城寺の花おもしろかりけるを見てよみ侍りける 前中納言 基長
古にかはらざりけり山ざくら 花は我をばいかゞみるらむ

とある事によつて知られる。西行法師の熊野詣はその年代明かでないからはずきりいへないが、西行が廿二歳で出家した保延六年は寛和二年より百五十余年も後の事であるに比し、栄華物語の記事は大体実録に近いと云はれるから、此歌を那智山にての御詠としたのは西行法師の間違ひであつたのかもしれない。花山法皇の熊野御幸の記事は次の諸書にも出てゐる。

神明鏡

花山天皇寛和二年六月俄に位を下給て華山寺本？御年十九にて御出家 法名入覺 其拾遺集惟重弁奉也 後熊野那智山に籠給 魔群多出現せしかば清明博士を召て靜られけり

大鏡 太政大臣伊尹の条に

花山院御出家の本意あり いみじう行はせ給ひ修行せさせ給はぬところなし されば熊野の道に千里浜といふ所にて御心地そこなわせ給へれば 浜づらに石のあるを御枕にて大殿ごもりたるに いとちかくあまの塩やく煙のたちのぼる心ぼさげに いかにあはれにおぼされけむな
旅のそら夜半のけぶりととのぼりなば あまのもしほ火たくかとやみむ
かゝほどに御驗もいみじうつかせ給ひて 中堂にのぼらせ給へる夜 驗くらべしけるを試みむとおぼしめして 御心のうち

歴代皇紀

花山院入道後熊野 金峰山 天台山所々靈驗仙窟 皆以御修行 云々
西行 一生涯草紙

妻子珍宝 臨命終時不隨者 唯戒及施不放逸 今世後世爲伴侶の文を心にかける かの花山法皇はこの文ゆゑにこそ十善のくらゐをすてて 那智の御山におこなひたまひて つひに佛道をならせ給ひけり
新拾遺和歌集

修行せさせ給うける時 粉河の觀音にて御札に書かせ給ふける御歌
昔より風に知られぬともし火の 光にはるゝ後の世のやみ
続拾遺和歌集

熊野にまゐらせ給ひける時 岩田川にて詠ませ給うける 花山院御製

大木抄 いはだ河渡る心のふかければ 神もあはれと思はざらめや

右はしる瀧にまがひて那智山の 高根をみれば花のしら雲
熊野年代記

一条天皇正暦三年花山法皇熊野御幸 那智山滝本本尊御寄進 本宮法華經一部納 新宮江御狩裝束納 八月上_二還御
御銘ヲ妙法山_二納 一寸八分_二金佛ヲ令納庵
全四年 去年法皇還ノ後三山_二山号ヲ贈リ玉フ 補陀洛寺ノ額ヲカケ玉フ

(備考)熊野年代記は新宮庵主の撰 宝永 正徳の頃に纂輯し、その後書つがれたるものならんといふ

尚法皇には長保元年に第三回熊野御幸の切なる御思召あらせられたが、御出発の御間際に至りいろいろの御事情によつて御取止めとなり、遂に御宿願を遂げさせ給はざりし事は、誠に恐れ多いことである。權大納言藤原行成の日録たる權記に

長保元年十一月十三日早朝参内 詣左府御宿所華山院爲御修行經伊勢国可參熊野給云々 彼国境今日有齋 上皇往還給可無便宜 若有御消息令留止給歟 若有事次 可奏此由 即奏案内爲御使参院 令判官代基頼泰之 御返事云 依有宿願 先年歟御参詣之間 依仰罷留之後事崇己重 伋欲賽 去秋雖思企 慮外依障侍干今延引 雖及嚴寒強欲参向行步難堪 不向紀路 密々乘船爲参 可經伊勢 上ヶ所相從之之幾何 因致路往還之煩哉者 即皈参奏聞 十五日戌四刻 爲御使参院 令爲元奏熊野御幸可止給之由 御返事云 依位有宿願可参詣也 雖恐仰旨 不遂宿願何爲猶可参侍 即返奏此由 重蒙仰遣召大宮大夫 亥一刻参入仰云 院御修行事 依路次之悠 再三令申可令止給之由 而已 無許容 爲奇不少 重欲令申案内 非無所憚 依聞路次之悠亦不能默之 大夫即参院 子一刻皈参 被奏院御旨云 雖有宿願 依有仰事 不能遂果 只可参木河 于時主上御寢 仍参口御帳下 奏比旨 仰云仰旨承之 御修行事御願無止 而度々令申事由猶無便 然而時及嚴寒之内收納之間 田舎有愁 御幸之事縱從儉約 事已有限 上下供奉之人定有其數歟 仍可有事煩 猶過此間令逐給如何 大夫奏仰旨重参入云々

小野宮右大臣藤原実資の日録 小右記には

長保元年十一月十五日甲子 華山法皇明曉可令參熊野給 爲承案内 晚頭参入 良久候御前統参宮 御惱頗宜 黄昏罷出 馬匹依仰奉院 明日御行雜役料也

戌刻許 自内有召 令申有所劳由 亥刻許頭并重仰云 相扶所劳必参入己臨深更 着宿裝可参入者 仍参入 時子二刻以頭

弁令奏 仰云 華山院法皇令參熊野給云々 御詞極多 仍不記事旨 不可令参入之由也 兩度以頭并有御消息法皇 即参院

奏事由 左右可随仰之由 有被奏事 若参裕河如何 仰可随仰事又皈参 以同人令奏御消息之 嚴寒間不可被参者 参院申御消息 不可令参兩所之由 一定了 丑刻許罷出

以上花山法皇の熊野御幸に関するいろいろの記録をあつめたまでで、別に新史実の発見などと云ふ事はない。

熊野別當補任と僧綱叙任

熊野別當補任については熊野別當代々次第といふものに、嵯峨天皇の弘仁三年十月十八日補任の

第一別當快慶を始祖とし、第二別當慶覺 第三別當覺胤 第四別當快圓 第五別當慶玄 第六別當長仁 第七別當増慶 第八別當増皇 第九別當殊勝 第十別當泰救 第十一別當快眞 第十二別當永尊 第十三別當覺眞 第十四別當宗賢 第十五別當長快 第十六別當長範 第十七別當長兼 第十八別當湛快 第十九別當行範 第二十別當範智 第二十一別當湛増 第二十二別當行快 第二十三別當範命 第二十四別當湛政 第二十五別當琳快 第二十六別當快命 第二十七別當湛眞 第二十八別當尋快 第二十九別當定湛 第三十別當靜快 第三十一別當正湛

の世一人の名をあげてゐる。
又熊野年代記には

後宇多天皇の弘安五年十二月三十一代正湛補任 畧 別當世一代正湛にて終る。無統職全七年九月別當正湛還俗 宮崎豊後と号す

と出てゐる。然し熊野別當の正湛にて終わつたものでない事。中歴熊野別當の条に

増皇を始祖とし、殊勝 泰救 快眞 永尊 覺眞 放暉 長快 長範 長憲 湛快 行範 範智 湛増 行快 範命 湛政 琳快 快命 湛眞 親快 定湛 靜快 正湛 長眞 長慶 堯湛 長慶 正湛 再任 定有 湛譽 宗湛 宗遍
と三十三人の名を擧げてゐることや、太平記などにしばしば熊野別當の名の出てくる事にも明かであらう。

平家物語劔の巻に

白河院熊野参詣の時に、此山には別當ありやと御尋ねありけるに、未だ候はずと申しければ、争でかさる事あるべきと別當の機を尋ねらる 畧 折しも權現の御前に花備て籠りたる山伏を別當になすべき由 すゞき計ひ申しければ 我身其器量不足とて 説文か？ □□教眞別當の始なり 別當は重代すべきものなり聖にて叶ふべからず 妻を合せよとて誰かはあるべきと尋ねるに 爲義が娘たつたはらの女房よかるべしとて 教眞にぞ合せける

とあるが、歴代の別當中に教眞といふものはない。東鑑建暦二年二月十九日の条 熊野山領参河国竹谷 浦方両庄の事を記せる中に

行快僧都自ニ熊野 差ニ進使者（僧栄坊）所ニ言上ニ也 謂ニ行快ニ者行範一男爲ニ六條廷尉禪門（爲義）外孫ニ於ニ源家ニ其好己異レ他（下畧）

とあれば、源爲義の娘の嫁せるは行範なる事確かである故 この教眞とあるは行範の事とせねばならぬが、それにしても教眞別當の娘なりとせるにあはない。

紀伊。統風土記には寛治四年白河上皇御幸ありし時、実方中將の子孫長快といへるを初めて別當に補任せしを誤りて教眞と書るなるべし。長快始て別當となり法橋に叙せる事は、中右記尊卑分脈初例抄等に見えたる如くなり。……として初代別當は長快であると論断してゐる。

以上の記事によつて考へてみると、初代別當を快慶とせるもの増皇とせるもの、及び長慶快とせるもの三通りとなるのである。

小野翁の熊野史には

代々次第に抛りますと、熊野別當は嵯峨天皇の弘仁三年快慶始めて補任せられたといふ事になつておりますが、第十四代宗賢までは僧綱補任にその名が見えて居りませず、見えて居りますのは第十五代の長快からであります。さういたしますと中右記や釈家初例抄等に記して居る通り、堀河天皇の寛治四年白河法皇熊野御幸の時、御勸賞として長快を始めてこれに補任あらせられたといふのが正しい説と思はれます。

とあつて、紀伊統風土記の説を支持してをられる。

併しこの別當補任の事は、新宮市誌にも既に述べられた如く、長快を以て初代の別當とする説は、寛治四年初めて僧綱を授けられたのを、之と同時に熊野別當に補任せられたものと誤解せるによるもので、長快を以て初代別當とする事はあたらないと思ふ。それは旧新宮社家榎本家所藏の長快自筆の熊野新宮縁起の條に

右縁起相傳權現降臨之後今年一千六百餘年也

永保二甲寅年九月三日

別當 長快 書

とあるのによつて、寛治四年より十五年前の承保二年長快別當であつたといふ事から考へても、寛治四年を以て熊野別當のはじめとする事の不當な事はよく判るが、私は近ごろ承保二年よりも七十五年も前の長保二年に増皇が熊野別當であつたといふ確かな證據を見だした。想ふに熊野別當は増皇から始まつたものでもなく、それ以前よりあつたとするのが本當であらう。たゞ之を證すべき史実が発見されないだけであらふと思ふ。

權記 長保二年正月廿日の條に

内大臣被示云 熊野別當増皇久住於彼山 而修行濫僧京壽と云者 偽作解文言於官隨亦作上官符可請印云々 彼山増等愁申之由 依有伝承 仰少外記保重 令留請印 然間大外記善言稱奉勅 欲令置上者 尋問其案内權左中弁說孝朝臣所得仰也云々 件事先日依有所承 令留請印也 如件之事仰云者雖在下葛 先被召問抑留之旨 隨其理非所被進退也 抑留之旨雖有理致 至千有指仰 何因仰留哉 亦說孝朝臣身是弁官也 弁官法輪言庶事 仰上卿所下也 至千仰雜事於外記之事 頭藏人等所伝也 此等趣得雍容可淺奏者即奏聞仰云 先日件京壽得理之由有聞食 仍問說孝朝臣申云増皇有犯過 京壽得道理可爲別當者 仍京壽官符不抑留 早可令印之由可仰善言之旨 先日便仰說孝朝臣也 今如

聞食本寺猶請増皇然則可令抑留京壽官符之由 早召仰善言 亦以此旨可仰内大臣者 即申此由了

これは熊野別當増皇が修行僧京壽の詭計により、危く別當職を奪はれんとせしが、結局京壽の敗となつた事を示すものである。

熊野別當代々次第には増皇について、どんなに出てゐるかとみると

第八別當増皇 朱雀院御時承平三年二月十日補任 増慶三男男子三人女子二人治山三十一人 應和三年三月廿日入滅

今之を年代について考へてみると、代々次第の記事には可なり大きな間違ひのある事がわかる。即ち増皇が入滅したといふ應和三年は、増皇が京壽と別當争をした長和三年より四十七年も前にあたるからである。

序に私の手許にある歴代の熊野御幸 その他の記録から、熊野僧徒の僧綱叙任に関する分を抄出してみる事とする。

中右記 寛治四年正月白河上皇熊野御幸の記事中に

二月廿六日 上皇此曉自熊野還御鳥羽殿 今熊野別當長快被叙法橋 依上皇御参詣賞也

中右記 元永元年閏九月 白河法皇熊野御幸の記事中に

廿四日の條に 熊野權別當長範等叙法橋

中右記 大治元年五月の目錄之部に 本文を欽く

大治元年五月十日 熊野別當法橋長範申慶

中右記 大治三年二月 三院熊野御幸の記事中に

三月八日 三院還御所 熊野別當長範叙法眼

中右記 大治五年十二月 鳥羽上皇 見福門院熊野御幸の記事中に

廿二日 兩院從熊野還白河北殿

觀賞 熊野別當長範叙法印

中右記 保延三年十月 鳥羽上皇及女院熊野御幸の記事中に

十一月十八日 被仰下院御熊野詣還勸賞

法橋 長憲 別當 同山權

行範 同山別當 長範讓

本朝世紀 又久安三年二月鳥羽法皇熊野御幸に関する記事中に三月十三日の條に

入レ夜 權大納言藤原宗輔卿參ニ伏座ニ被レ行ニ僧事一

法橋 範懷 熊野別當湛懷
院御熊野詣賞

○範懷は範快 湛懷は湛快の事なり

又久安三年四月廿二日の記事中に

今日熊野所司法橋範快新叙之後拝賀云々

本朝世紀 久安五年十一月 美福院熊野御参詣の記事中に

十一月十三日大臣退出之間藏人頭爲通迫来仰ニ任僧綱ニ事大臣於ニ北立部前ニ被レ仰レ之

法眼 湛快 元法橋 行範 同山權別當
熊野別當 元法橋

是即美福門院令レ參ニ熊野ニ給ニ勸賞等一也 署 今度權別當行範蒙レ賞依レ爲ニ女院仰也

兵範記 文安五年十一月 新女院御参詣の記事中に

十一月三十日 今日美福門院自ニ熊野ニ令ニ下向ニ給 署

彼山別當法橋湛快叙法眼 御師法橋……同叙法眼

本朝世紀 仁平元年三月 鳥羽法皇及美福門院熊野御幸の記事中に

四月廿六日 召ニ右少弁資長ニ被レ仰下法眼湛快可レ叙ニ法印一之由^上 熊野別當 院御幸賞

兵範記 仁安二年九月 後白河上皇及女御殿熊野御幸の記事中に

十月十一日 上皇自ニ熊野ニ御還向 署

或人云 熊野本宮勸賞

法橋 範意 別當僧都湛快讓

紀伊国勢門庄訴訟の事

水左記

承暦四年九月十一日の条に

今日宣旨請文一通（紀伊国勢門庄事福本^{宣旨并文書七通}）付大夫史祐乘了 去々年依花臺院檢校權師慶朝訴所被下間也

十一月十日の条に 此日大夫史祐乘来会 紀伊国勢門庄事宣旨云

令進田辺公驗 兼又可令寺家爲兩所子細者 了云 於公驗者相具宣旨請文可進也 但申故宇治殿事了之由載遺言状云

々 其由慥可被尋問歟 若実有沙汰了之證驗者 更不可陳左右之事也 其旨可尋奉行并也者 枯乘問此由退出了
これだけの記事にては、具体的に其内容を明かにする事の出来ないのは残念である。本文中に勢門庄とあ
るは西牟婁郡瀬戸の事で、田辺は今の田辺市の事と思ふが、或は勢門 瀬戸 の名の文献に見える最初の
ものではないかと思ふ。識者の御示教を御願ひしたい。

（註 承暦四年は白河天皇の御宇、皇紀壹千七百四十年にあたり、今より九百六十余年の昔である。
水左記は一に堀河左府記ともいふ、左大臣源俊房の目録である。

昭和十七年十一月一日 非売品

大阪市外曾根

宇井 縫藏

あとがき

- 一、本集原本芝口常楠先生所蔵にかゝるものであり、西牟婁の人宇井縫藏氏の著述である。宇井氏は長く教育界にあり、博物に詳しく紀州魚譜その他の名著あり、晩年大阪に出で私立工業学校の経営にあつたが、後教育界から退き、数年間を紀州研究にさゝげた。
- 二、居住地が大阪であつた関係から、府立大阪圖書館にも屢々通ひ、從來未発見の資料をさぐり、紀州郷土研究に独自の境地を開拓した。
- 三、本集は宇井氏自ら鉄筆を執り謄寫印刷として、同幸の知友に頒つたもので、部数も二十部ぐらいのものである。

昭和二十七年十一月二十八日 寫本了

勤務先 塩屋村北塩屋の専売公社にて

清水 長一郎

続南紀史叢考の活字化を終わって

宇井氏の草稿後六十五年以上を経過し、その間に研究は進んでいるが最近の結果と比較の意味で活字化した。

父の写本した『續紀南史叢考』を入力しながらインターネットで和歌山県立図書館蔵書を調べると、今回父のの写本にない第六集『紀州畠山記』を含めセットで『續南紀史叢考』となっている。更に第七八集として『紀州変異災害誌』が昭和十八年に出版されていた。また太平洋戦争中の物資不足の影響か第四集の後書きに、用紙の調達に苦労した事が窺える記述がある。

平成十九 二〇〇七年四月二日

清水 章博